



| | |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| Title | 嘉永年間ロシアの久春古丹占拠 |
| Author(s) | 秋月, 俊幸; Akizuki, Toshiyuki |
| Citation | スラヴ研究, 19, 59-95 |
| Issue Date | 1974 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/5040 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | KJ00000112985.pdf |



嘉永年間ロシアの久春古丹占拠

秋 月 俊 幸

緒 言

嘉永6年秋(1853)一隻のロシア船が樺太南岸の日本の根拠地久春古丹(クシュンコタン)に到来し、上陸した七十名余のロシア兵はこの地を占拠して要塞を構築した。この事件は、文化年間(1806~7)のフヴォストフ、ダヴィドフによるエトロフ、樺太、利尻島襲撃や、文久元年(1861)ロシア軍艦ポサードニクの対島侵入と並ぶ、幕末日露関係史の樁事の一つであるが、他の二つの事件と比べると、この事件は当時においてもわが国の世論をわかせることが少なかったように思われる。このことは事件が僻遠の地で起ったことのほかに、ロシア人による乱暴が皆無であり、しかもクリミア戦争の影響で彼らが8ヶ月余にして自発的に撤退したことによるものであろう。だがそれ以上にこの事件を目立たなくした原因は、これとほぼ時を同じくして起ったペリーとプチャーチンによる日本の開国要求であった。クシュンコタンの占拠事件は長崎における日露交渉の中で取上げられたものの、他の重要事項にとりまぎれて些細な問題にしかならなかった。

しかしながら、この事件はエトロフ島におけるわが守備隊を潰走させ、樺太の倉庫や利尻碇泊中の官船商船を焼払い、数名の日本人を捕虜としたフヴォストフ事件や、イギリスの介入を招き国際問題となった対島事件などの一見華々しい外貌をもたない代りに、それらとは比較にならない重大さを秘めていた。それはネルチンスク条約によってスタノヴォイ山脈以南への進出を阻まれていたロシアが、漸くにしてこの呪縛を脱し、アムールの航行とともに沿海州、樺太の占領を意図した端初の事件であった。ロシア人の撤退にも拘わらず、それは海面上に現われた氷山の一角が一時的に姿を没したに過ぎなかったのである。

この事件の研究に際しては幸いなことに、日露双方に当事者たちによる若干の記録や回想録および関係文書が残されている。ロシア側についてみれば、樺太占領の計画者であり指揮者でもあった海軍大佐ネヴェリスコイの回想録、久春古丹のムラヴィヨフ哨所の隊長陸軍少佐ブッセの日記、同じく副隊長海軍中尉ルダノフスキーの手記があり、このほかロシア人の久春古丹占拠中に樺太を探検したオルロフ、サマーリン、ルダノフスキーらの報告の抜萃がネヴェリスコイの著書の中に含まれている。これらの文献をよむ際に注意すべきことは、ブッセ以外のロシア士官たちが熱烈な愛国者の集団であり、そのため単に事実の解釈ばかりでなく、時には事実の記述までもが愛国主義に影響されていることである。

* 本稿においては、月日の表示は日露暦を混用し、必要な場合は括弧内に他方の暦日を対比した。これらをグレゴリウス暦に換算するには、露暦の場合は19世紀においてはこれに12日を加えればよい。日本暦の場合は、「三正綜覧」、「大日本年表」等の資料を用いて計算が必要である。

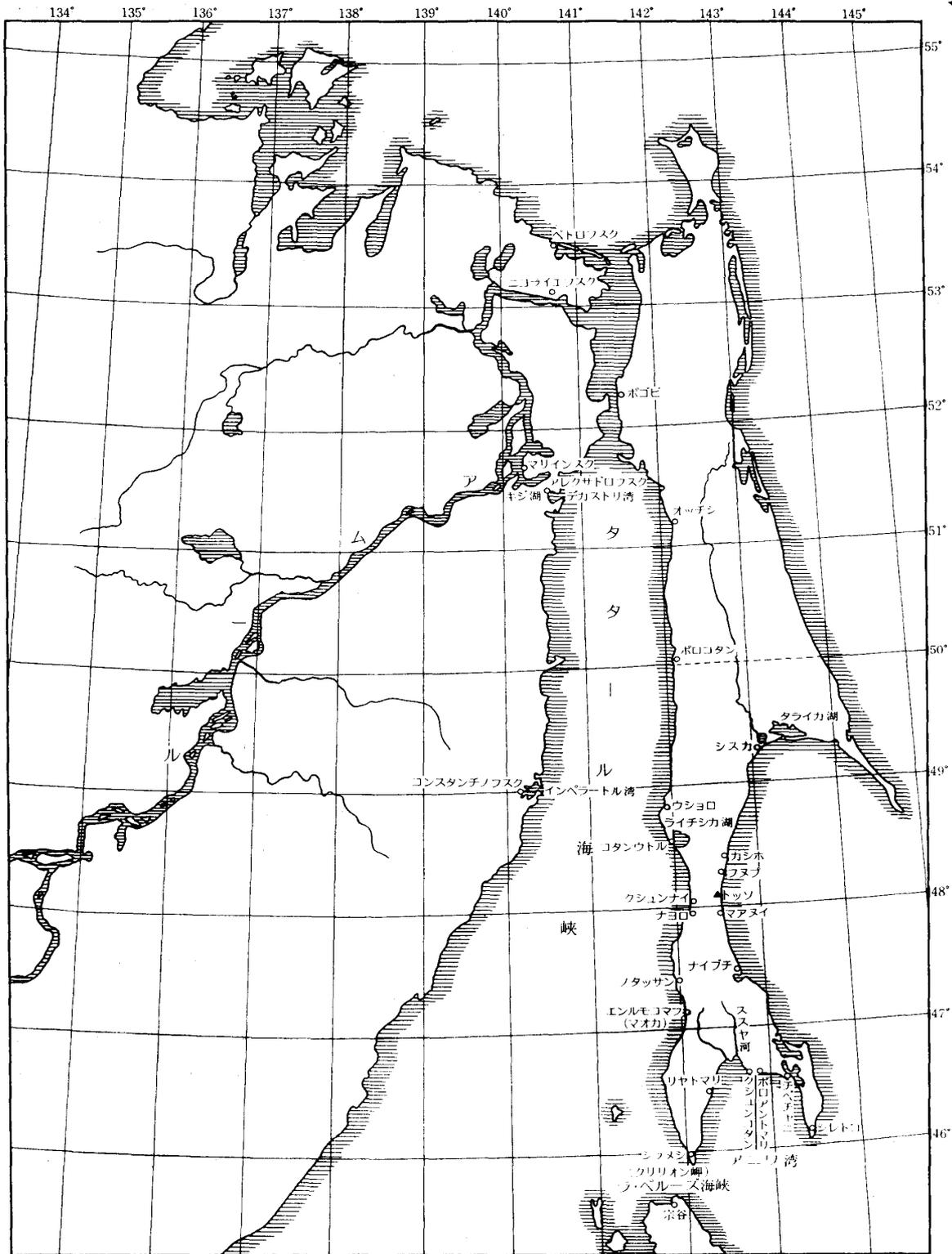
** 脚注における文献の表示はできるだけ簡略にした。それらの詳細については末尾の文献リストを参照せよ。

とくにネヴェリスコイの回想録は、多数の文書や報告書にもとずいて書かれているだけに事実の紛飾や創作を見分けるのが困難であり、これを用いるときはブッセの日記や日本側資料との比較検討が必要である。¹⁾ この点で事実の記述についてもっとも信用がおけるのはブッセの日記である。彼は偶然に意に反して樺太占領軍の隊長となった東シベリヤ総督ムラヴィヨフの副官であるが、彼の日記は全く彼個人の感慨を記したもので、他の士官たちに対する非難や中傷を率直に記しており、もともと発表の予定などなかったものである。²⁾ 彼は極東地方の海軍士官たちの自己犠牲的な愛国主義には何のかかわりもなく、近衛連隊の士官らしく几帳面で、やや神経質で、繊細な感情をもっていた。彼の残したものがその日その日の出来事を記した日記であり、とくに日本人やアイヌとの交際を詳細に記したものであるだけに他にみられない貴重な内容をもっている。

日本側の資料はやや断片的である。ロシア人ともっとも交際の深かった越年番人たちや、松前藩の通訳を勤め単独でも屢々ロシア人のもとを訪れた、場所支配人清水平三郎自身の手記³⁾ は知られていない。ロシア人と直接交渉のあった当事者の手になるものとしては、ロシア人到来後まもなく逃亡した番人たちの届書や、松前藩の物頭三輪持、検使氏家丹右衛門のロシア人との交渉に関する比較的簡単な報告書があるばかりである。これらの内容はまた、越年番人らの報告をも含めて松前藩の幕府宛諸上申書の中にもみることができる。⁴⁾ 日本側の資料の中でロシア人滞留中の樺太事情をもっとも詳細に伝えているのは、幕府が蝦夷地調査と樺太国境見分のため派遣した堀織部、村垣与三郎による調査報告書である。これは堀、村垣一行がロシア人の撤退直後に関係者たちを直接取調べて作成したものだけに、事実の確度も高く、またよく整理されている。⁵⁾ ただ鎖国時代に外国人と日常の交際をした日本人やアイヌたちの陳述は、必ずしもそのまま信じることはできず、これ

- 1) ネヴェリスコイの著書は、愛琿条約、北京条約の成功により沿アムール地方、沿海州獲得の名声を一身に集めていたムラヴィヨフに比して、報われることの少なかった彼自身および部下たちの、アムール下流地方、沿海州、樺太への着手における献身的な活動を、多数の文書、記録にもとずき記している。この本は生前は公表を控え、遺言により彼の死後2年目の1876年に公刊された。1872年彼はブッセの日記を批評する際に、残念ながら今は公表することができないが、自分の著作がこれに対するもっともよい反論になろう、とのべている。(Рудановский и Невельской, 907)。
- 2) ブッセの日記は、はじめ彼の死後従兄弟のΦ. ブッセにより、当時高まってきたロシア人の樺太に対する関心に応えて、1871年「ヨーロッパ報知」に3号にわたり連載された。この日記の中では、彼と関係のあった多数の人々が批判されており、発表と同時に多数の反論が編集部に寄せられた。ルダノフスキーは、ブッセの日記の中でもっとも非難されている人物であり、彼の手記はこれに対する反論である。チェホフも、「めったに人を好意的に批評したことのないブッセ」と揶揄している(チェホフ, 284)。
- 3) ブッセは、清水がしばしば彼のもとを訪れ、対話をメモしていたことを伝えている(Буссе, 133)。会話は全てアイヌ語でなされた。
- 4) 松前藩の幕府宛上申書は、独立してあるいはいくつかを集めた形で、異なる標題をもつ若干の写本として残っている。その中でもっともよくまとまったものは「北蝦夷地クシュンコタン露艦来航記」である。しかしこれら殆んどの上申書は、「幕末外国関係文書」に収録されているので、引用は特別の場合を除きこれによる。
- 5) 堀、村垣のロシア人滞在事情に関する調査報告書は、「嘉永七甲寅年、北蝦夷地クシュンコタンに在留罷在候魯西亜人共、退帆仕候始末取調候趣申上候書付」および「魯西亜人共渡来之節、場所相守罷在候もの其外之儀に付申上候書付」の二つの文書よりなっている。これらの調査報告書は、いずれも「寅年クシュンコタン魯人造築一条」、「北蝦夷地魯西亜人上陸調記」、「蝦夷模様」等の写本中に収録されているが、引用は最初のものにより、それぞれ第1文書、第2文書と記す。

樺太およびアムール下流地域



もブッセの日記との対照が必要である。堀、村垣の報告書には彼ら自身で手心を加えた形跡さえみられるのである。このほか堀、村垣の随行者たちによる聞書もあるが、当然のことながら誤りも少くない。クシュンコタン事件に付随した事象についての文書や長崎における交渉記録は、「幕末外国関係文書」、「樺太概覧」、「通航一覽統輯」、「開国起源」などの史料集⁶⁾の中に数多く見出すことができる。

I ロシアの樺太占領計画

ネルチンスク条約(1689)によってアムール河から縮出されていたロシア人が、再びその下流地方で活動を開始したのは、1849年ロシアの海軍士官ネヴェリスコイ(Геннадий Иванович Невельской)がアムール河口およびタタール海峡における海洋船航行の可能性を明らかにした以後のことであった。

アムール河は、ロシアの北太平洋およびアメリカ大陸への進出以来、その沿岸地方およびアジア諸国をロシア本国と結ぶもっとも有利な輸送路と考えられていたものの、ロシア政府は中国との紛争およびキャフタ経由による露支貿易の喪失を恐れてこの地方への深入りを控え、太平洋地方との交通は専ら東部シベリヤの諸河川もしくは大西洋と太平洋を経由する困難な輸送路に頼っていた。しかし、たとえアムールの航行がロシア人に許されたとしても、海洋船によるアムールへの進入が不可能とすれば、それはロシアにとって無価値なものにすぎなかった。すでに18世紀末から19世紀初頭にかけて行なわれたラ・ペルーズ、プロトン、クルーゼンシテルンら著名な航海者たちによるアムール河口の調査は、大陸と樺太がアムール河から吐出される砂の浅州によって接続しており、海洋船のアムール河口への接近は不可能であることを示していた。

19世紀中葉頃ロシアで再び昂まったアムール河の意義についての論議、とくにミッデンドルフによるアムール流域地方の調査は、⁷⁾ ニコライ一世の注目をひき、1846年アムール河口の調査がいま一度試みられることになった。しかし「コンスタンチン大公」号の船長ガヴリーロフは種々の制約を課せられて河口への水路を発見することができず、中国との厄介な問題を回避しえた宰相兼外相ネッセリロードは、以後ロシア人のアムール河口への接近を禁止した。

もしこのとき、「政府の命令よりは祖国の利益」を重視したネヴェリスコイの不屈の信念と行動がなかったならば、ロシアのアムール河、沿海州、樺太への進出は著しい遅れをきたし、その後の露支関係および日露関係はかなり様相を異にしたであろう。ネヴェリスコイは長年の研究によって、従来の航海者たちのアムール河口調査の結果を「極めて疑わしいもの」と断定し、期待される将来の経歴をなげうって、1848年クロンシュタットか

6) 引用は特別の場合を除き、「幕末外国関係文書」による。

7) ミッデンドルフは、1842年アカデミーによりシベリヤ東部および北部の動植物調査に派遣されたが、2年にわたる調査旅行のうち、突然スタノヴォイ山脈を越えてアムール地方に入り、露支国境および原住民の中国との関係について注目すべき調査を行なった。

8) ネヴェリスコイの功績は、単なる間宮海峡の再発見ではなかった。アムール河口の水路は三分して北東、東、南に分れ、前二者は浅州のため途中で遮ぎられていた(Veniukof, 376 参照)。ネヴェリスコイは水深測量の結果その水路図(Невельской, 102-103, 288-289 参照)を作成したのである。

らカムチャッカへ資材を輸送する官船「バイカル」号の船長となることに成功した。翌年5月ペトロパヴロフスクで積荷の揚陸を急いだネヴェリスコイは、皇帝の許可を待つことなくアムール河口へ向い、3ヶ月にわたる詳細な探検によって、ついにアムール河口をオホーツク海および日本海と結ぶ複雑な水路の存在を発見した。⁹⁾ この成功によりネヴェリスコイは独断的行動に対する処罰を辛うじて免れたが、アムール河口を確保せんとする彼の意図は、「如何なる事情又は理由があろうとも、アムール河およびその河湾に手を触れるべからず」という政府の命令によって再び禁止された。かくて彼は、漸くオホーツク海南東部のシチャステ湾に、ギリヤークとの交易所（ペトロフスク越冬所）を設置することが認められたにすぎなかった。すでにタタール海峡の奥深く捕鯨船がひんばんに到来することを知り、アムール河口が外国に占領されることを恐れていたネヴェリスコイは、これに満足せず、再び政府の命令を無視して、自分の責任で1850年8月アムール河口から約40キロ上流の入江にニコラエフスク哨所を設置した。この報告に接した政府は、直ちに哨所の撤去と海軍大佐ネヴェリスコイの水兵への降等を決定したが、これは「一たび掲げたるロシア国旗は決して撤去すべからず」というニコライ一世の有名な勅語によって取消された。⁹⁾

この結果ロシア政府は、ニコラエフスクおよびペトロフスクの防衛のために60名よりなるアムール派遣隊をおくことにし、ネヴェリスコイをその指揮官に任命した。しかしこれは未だロシアのこの地方における決定的な拡張政策の開始を意味するものではなく、ネヴェリスコイは新たな地点の占領を禁じられ、ニコラエフスク哨所の設置も露米会社出張所の名目であった。このことはネヴェリスコイを満足させなかった。彼の考えでは、アムール河口の確保はタタール海峡の大陸沿岸と樺太の占有により保証されるのであり、またその出発点となるものであった。さらに彼独特のネルチンスク条約解釈によれば、ウスリー河以東の全域と樺太はこの条約によりロシア領となった筈であった。¹⁰⁾ 彼がすでにニコラエフスク哨所設置の際に、朝鮮以北の大陸沿岸と樺太のロシア領有を宣言したのもこのためであった。しかしネヴェリスコイが、実際にボシニャークやヴォローニン等の部下を樺太調査に派遣したのは1852年のことである。海軍大尉ボシニャーク (Н. К. Бошняк) は北樺太で良質の豊富な石炭層を発見したが、このことはネヴェリスコイの考えた樺太の戦略的意義のほか、さらに経済的な重要性をも付加することになった。

1853年初頭ネヴェリスコイは三度政府の禁令を無視して、アムール河下流地方の占領

-
- 9) 当時のロシア政府は、宰相兼外相ネッセリロード、蔵相ヴラチェンコを始め閣僚の大多数がアムール河への着手には極端に慎重であった。彼らは中国との衝突ばかりでなく、ロシアの南進によって英国の疑いを招くことを恐れたのである。ニコライ一世はこれに不満で、腹心の東部シベリヤ総督ムラヴィヨフらと共にたえず機会をねらっていた。
- 10) ネルチンスク条約で決定された露清国境には未定の部分が多かった。即ちそれはスタノヴォイ山脈により国境を分界し、この山脈の南側より発しアムール河に注ぐ河川は全てこれを中国領と定めたが、この山脈とウダ河の中間地域と海に沿う河川については、ロシア側の要請により未定とされた。露清双方ともこの地方の地理をよく知らなかったのである。ネヴェリスコイは、この条約の検討の結果、スタノヴォイ山脈はウダ河の上流で南に屈折し(ブレヤ山脈)、アムール、松花江を横断し、日本海に達するとなし、このためアムール下流地方、ウスリー河以東の沿海地方、樺太は、未定の地ではなく、全てロシアに帰属するものと結論した。(Невельской, 38-39)。彼は条約の不備の中に、自己の主張に格好の理由づけを発見したのである。

に着手し、ボンニャークに命じてデ・カストリ湾にアレクサンドロフ哨所を、またキジ湖畔にマリンスク哨所を設置した。ボンニャークはこの際にタタール海峡沿岸を調査して、北緯49度付近でインペラートル湾を発見した。ネヴェリスコイは彼の目的の達成のために、彼の積極的な後援者であった東部シベリヤ総督ムラヴィヨフ (H. H. Муравьев) にくり返し兵員、船舶、食料、資材の補給を要請しているが、着手すべき事柄の中で彼がもっとも緊急と考えたのはインペラートル湾と樺太西岸の占領であった。日本海およびオホーツク海からアムール河口へ至る通行を確保するためには、樺太西岸と大陸沿岸の占領を絶対に必要と考えたのである。とくにインペラートル湾は、太平洋に好適な港湾を有しないロシアにとって将来の根拠地ともなりうるものであった。

後にはネヴェリスコイ以上の露骨さをもって、アムール地方と沿海州の獲得に乗出したムラヴィヨフも、当時は未だ大陸沿岸については中国との関係から慎重であった。しかし樺太については積極的にネヴェリスコイの主張を政府に働きかけた。一方政府にとっても、外国の占領によりアムール河口を扼されるというネヴェリスコイやムラヴィヨフの懸念は、アメリカ艦隊の日本遠征計画によって現実性のあるものと考えられた。すでにアメリカが武力によって日本に開国を迫るであろうことは周知の事実であり、まさにこの情報により、ロシアは前年10月アメリカに遅れをとらないためプチャーチンを日本に派遣したのである。かくてロシア政府は1853年4月11日(露曆)、ついに樺太占領を決定したが、11項目よりなる占領命令の要点は次のようなものであった。¹¹⁾

「1) 露米会社はサハリン島を占領し、特権を有する他の領土と同様にこれを管理すべし。3) サハリンにおいては、現地の配慮によりもっとも重要とみなされる地点を占領し、これは1853年中に着手すべし(以下略)。4) 会社は、サハリンにおいていかなる外国人に対しても居住、専横を許すべからず(以下略)。」

このように樺太占領は露米会社に対して命じられ、その管理も会社に委ねられた。これは外国との紛争が起った場合の隠れ蓑であったと思われる。占領を1853年中と規定したことはペリーの遠征との関係であろう。ただここで甚だ不思議なことは、樺太占領に際し、日本との関係に全く触れていないことである。この命令は占領の場所を現地の配慮に委ね、「いかなる外国人にも」居住を認めていないことから、一見樺太全島の占領を命じたもののように見える。このことは、すでにレザノフ、クルーゼンツテルン、ダヴィドフ、ゴロヴェンらの情報により樺太南部の日本人居住を充分に知っていたロシア政府が、力により日本人の樺太からの駆逐を決意したことを意味する。しかし後述するようにこれより僅か1ヶ月半前の2月24日、ロシア政府は日本への途上にあった遣日全権使節プチャーチンに急使をもって新たな国書を届け、樺太南端について国境分界を指示したのである。日本に対する国書の中で、国交と通商関係の樹立を要請し、プチャーチンに日本に対する友好的態度を命じたロシア政府が、短期間のうちに態度を急変したとは考えられない。以下にのべるムラヴィヨフの指令や、ネヴェリスコイ、ブッセの言説から判断すれば、ロシア政府の命令は樺太における日本人居住地の不明確さのため、占領地点を現地に委任したものと推定される。とはいえこのような占領命令のあいまいさが、ネヴェリスコイとブッ

11) 全文は Невельской, 216-217; その英訳は LENSEN, Russian push, 280-281 を参照。

セの対立を招き、日本政府との交渉においてプチャーチンを混乱させるに至った事情は後にみる通りである。

樺太の占領と管理は露米会社の責任となったものの、その最初の着手はアムール派遣隊長ネヴェリスコイの指揮の下に、政府の直接命令によって行なわれることが規定された。このため東部シベリヤ総督ムラヴィヨフは4月15日樺太占領の実施要領について、ネヴェリスコイに次のような指令を与えた。¹²⁾

(a) 本年中にサハリン島の東岸あるいは西岸のできるだけ南寄りの二、三の地点を占領せよ。

(b) サハリン南端に居住する日本の漁民に不安を与えてはならない。しかして彼らに対しては友好的な態度を示し、われわれのサハリン占領は外国人の侵略を防ぐためであり、彼らはわれわれの保護のもとに安全に漁業と交易を続けうることを説明せよ。

(B) サハリン占領のために、カムチャッカより100人の兵士と二人の士官を派遣する。これら兵士の選抜と彼らの貴下のもとへの輸送は、これを本官に属する陸軍少佐ブッセに指示した。(中略)

(e) サハリンにおいて貴下が占領した場所には大砲を備え、防柵もしくは堡壘を築くことが必要である。

ロシア政府の樺太占領命令は、ムラヴィヨフの強い要請により決定されたことを考えれば、上記の指令こそ樺太問題についてのロシア政府の日本に対する態度であったとみるべきであろう。樺太の占領地点については、政府命令よりはやや具体的とはいえないお漠然としている。これは当時のロシア人がアニワ湾を除いて南樺太の地理を全く知らなかったことに起因するものであろう。「日本の漁民に不安を与えない」ということは、後にみる如くネヴェリスコイやブッセの解釈では、日本人部落以北の占領を意味したが、日本人の保護との関係でなお曖昧である。

7月11日に樺太占領命令を受取ったネヴェリスコイは、直ちに「バイカル」号でペトロフスクを出帆し、東岸より樺太を周行して好適な入江と上陸地点の調査に向った。さらに彼はその帰路、大陸沿岸のインペラートル湾（ソビエト湾）にコサック8人を下し、ここにコンスタンチノフ哨所を設置して沿海州占領の基礎をおいたのである。これは中国との国境について未だ慎重であったムラヴィヨフの命令に対する公然たる違反であった。¹³⁾ 8月9日デ・カストリ湾に帰着したネヴェリスコイは、オルロフ少尉ほか9名に対し先発隊として樺太西岸に上陸し、北緯50度付近にイリインスク哨所を設け、樺太西岸の調査と

12) Невельской, 217-218.

13) ムラヴィヨフは、1853年4月23日ネヴェリスコイ宛の書簡の中で、デ・カストリ湾とキジ湖の占領を命じ、中国との国境に関する皇帝の訓令に従い、それ以南への進出を禁止した。(Невельской, 218)。しかしネヴェリスコイはそれ以前にデ・カストリ湾を占拠しており、今度は直ちにインペラートル湾に哨所を建てたのである。ムラヴィヨフはまた上記の書簡の中で、主目標を樺太におくことを命じたが、ネヴェリスコイはこれに対し次のように答えている。「われわれの主たる注目点はサハリンではなく、タタール海峡の大陸沿岸におかねばならない。ロシアにとってこの地方が政治的に重要な意味をもつのは、ウスリー河と内陸路によって結ばれた大陸沿岸の港湾の故である。……このため貴下の4月23日付命令にみる如き、中国との国境をアムール左岸におくことは不可能である」(Ibid, 221-222)。

情報収集に努めることを命じた。このようにしてロシア人の南樺太進出が着手されたのである。¹⁴⁾

8月26日、露米会社の「ニコライ」号で陸軍少佐ブッセ (Николай Васильевич Буссе) がカムチャッカから樺太派遣隊 90 名の兵員を伴ってペトロフスクに到着した。ネヴェリスコイは士官不足のためブッセ自身の参加を要請し、¹⁵⁾ アヤン港で物資を補給したのち、「ニコライ」号の使用を認めない露米会社を無視してこの船で樺太占領の航海に向った。

ネヴェリスコイの目的地は、樺太南岸にあるアニワ湾の日本部落であった。前述のように、ムラヴィヨフの指令は「樺太島の東岸あるいは西岸」の二、三の地点を占領することを命じ、南端に居住する日本人に不安を与えることを禁じていた。ブッセによれば彼が首都で会見した政府の高官たちも、陸戦隊が樺太に上陸する際は決してアニワ湾には手を触れず、東岸もしくは西岸に拠点を築くべきであると語っていた。¹⁶⁾ これに対し、ネヴェリスコイの見解は全く異っていた。彼は樺太占領の実施要領を受取った3日後に、ムラヴィヨフ宛に次のように答えている。

「かくも遅い季節に兵士たちを荒涼たるサハリンの東岸あるいは西岸に放置することは、彼らを避け難い疾病と死へ追いやることを意味する。……勅令第1条および第4条によりサハリンはその全島が疑いもなくロシア領であることが認められた以上、小官は5000ブード (約80トン) の物資と兵員を揚陸する設備、並びに兵士らの当初の宿泊施設を有するサハリンの要衝タマリ・アニワ¹⁷⁾ を占領することが不可欠と考える。要衝タマリ・アニワを確保することなく、東岸あるいは西岸の他の地点を占領することは、ロシアの威厳にふさわしくないものである。何となれば、われわれが臆病にして不決断な態度を示すときは、日本政府との好ましからざる衝突を不可避なものとするであろう。最後に小官がタマリ・アニワ占領を決定した理由は、予期されるアメリカ艦隊到来の際に、サハリンがロシア領であることを事実を以て示さんがためである」

このようにネヴェリスコイは、政府の命令を樺太全島の占領命令と受取り、これを楯にムラヴィヨフの指示に逆らったのである。またロシアの威厳は別としても、彼が指摘したように、無人の荒野に多数の兵士を越冬させることの困難さは、同年冬のインペラートル

14) 「バイカル」号船長セミョーノフは、オルロフ一行を北緯 50°10' の地点で樺太に上陸させ、この地で住民を集め軍旗を掲げてイリンスキー哨所の基礎をおいたとのべている (Невельской, 231)。しかしオルロフ自身の報告は、8月18日北緯 48°50'47" のヴェンドゥ・エンに上陸後ボートで西岸を南下し、逆風と波浪のため漸く8月30日クシュンナイ (47°59'52") に到着、村の住民 (オロチョンとアイス) を集めて哨所を定めたという。ただ、彼らはこの地を去り久春古丹へ向ったので、哨所は名前のみである。(Ibid, 246-251)。

15) ブッセは樺太派遣隊の兵員をペトロフスクに輸送したのちイルクーツクへ戻り、ムラヴィヨフに状況を報告することになっていた。ブッセによれば、ネヴェリスコイは隊長として彼以上の適任者がこの地にいないので、彼の参加がなければ陸下の命令を成就できないとのべて、ブッセに占領軍の指揮を委ねたという (Буссе, 3, 5 fn)。ルダノフスキーは、当時のアムール派遣隊海軍士官たちの名譽にかけて、これを反駁している (Рудановский, 917-918)。

16) Невельской, 227. これは明らかにブチャーチンの使命を配慮したものである。

17) タマリ (トマリ) はアイス語で入江のこと、つまりアニワ湾のことである。しかしのちには、ネヴェリスコイもブッセも久春古丹のことを単に「トマリ」と呼んでいる。

湾における悲惨な越冬生活をみれば明らかである。¹⁸⁾ ネヴェリスコイがアニワ湾の要衝占領をためらうことなく決定しえたのは、彼がクルーゼンツテルン、ゴロヴニン、ダヴィドフなどの著書や報告によって、この地が漁業や交易のため豊かな設備を有しながら何の防備もなく、しかも日本人が臆病であることを確信していたためであろう。¹⁹⁾

このようにしてネヴェリスコイはアニワ湾の日本部落の占拠をめざしたものの、どの地点に上陸するかは未定であったように思われる。彼はアニワ湾到来までは冬足の早い北海における揚陸の困難さを考慮して、日本人部落から離れた場所に10人程度の哨所を作り、「政治的占領のあかし」とすることさえ考えたようである。²⁰⁾ 樺太東岸を廻航してアニワ湾に入った「ニコライ」号は、西能登呂岬で待機している筈のオルロフ一行を発見しないまま折返し、²¹⁾ 9月19日(嘉永6年8月29日)霧に煙る久春古丹沖合に到着した。翌日ネヴェリスコイはブッセおよびボシニャークと共にアニワ湾沿いに上陸地点の調査を開始したが、他に適当な入江を発見できないまま、²²⁾ 9月21日日本の拠点久春古丹の占領を決定した。ネヴェリスコイが樺太占領軍の指揮を委ねたブッセは、久春古丹の占拠は日本人との衝突を引起す可能性があり、このことは日本人部落から離れることを命じた総督の命令に反ずるとして極力これに反対した。ブッセは結局ネヴェリスコイの決定に服しながらも、日記の中で、今や派遣隊の性格が平和的なものから武力的なものに変わったことを嘆き、これが樺太における日露の政治関係およびプチャーチンの長崎における交渉に悪影響を与えることを懸念している。

II 久春古丹の占拠

当時、久春古丹は松前藩の樺太における漁業および行政の中心地で、ここには勤番役所や運上屋のほか、多数の倉庫や番屋があり、アイヌの住居も数十棟を数えた。樺太の漁場はアニワ湾およびノタッサン以南の西岸に点在し、その経営は全て伊達屋林右衛門、栖原屋六右衛門兩名の場所請負人に委ねられていた。漁業は春から夏にかけて支配人や百数十

18) 1853年秋、12人の兵士が駐屯するインペラートル湾のコンスタンチノフ哨所には、タタール海峡凍結のため「ニコライ」、「イルトイン」の乗組員75人が到来した。住居、食料、衣服の不足のため、懐血病で倒れるものが続出し、死亡者は20人に達した(Невельской, 253-254, 276-277, 293)。

19) クルーゼンツテルンは、アニワ湾占領の容易さについて次のように書いている。「これは些少の危険もなく行なはれることが出来る。蓋し、日本人は如何なる種類の武器をも欠いてゐるから、反抗の考へすら起らぬに相違ない。更に日本の政府は、この地が若しも一度他に占領されたならば、もはや再びそれを恢復主張しようと試みることはいよいよないであろう」(クルウゼンツテルン日本紀行、羽仁五郎訳、異国叢書、昭6、p. 409)。

20) Буссе, 20-21.

21) オルロフ一行は、北緯50°近くにイリンスキー哨所を設置したのち、樺太の情報と入江を調査しつつ南下して、9月15日までにクリリオン岬(西能登呂岬)でネヴェリスコイの船を待受けることになっていた。(Буссе, 21-22; Невельской, 224)。しかし彼らはシララオから引返し、クシュンナイからマースイをへて10月2日久春古丹に到着した。

22) ブッセは、上陸地点の調査を熱心に行なわなかったネヴェリスコイの怠慢を非難している。ネヴェリスコイはボロアントマリの占拠を考えたが、ブッセはこの地点がすでに日本人に占有されているとして、他に適当な上陸地点が発見されない場合にのみこれに同意した。その翌朝ネヴェリスコイは、「ニコライ」号の船長クリンコフストレムが季節の遅れのため出帆を急いでいることを理由に、突然久春古丹の占拠を決定したのである。(Буссе, 26-27)。

人の番人の指揮のもとに、南樺太一帯から徴募された多数のアイヌを使役して行なわれていたが、アイヌは僅かばかりの米、酒、煙草、古着のほか日用品を代償として酷使され、とくに漁場周辺のアイヌの立場は物品の貸付により殆んど負債奴隷と化しつつあった。松前藩は毎春勤番の藩士を派遣して漁場や山丹交易の監督をおこない、アイヌに対するオムジャ（アイヌの挨拶を受け物品を給与する儀式）を行なったが、二百十日頃には引揚げるのが通例であった。この年（嘉永6年）も勤番藩士は7月末（旧暦）に帰国し、²³⁾ 8月上旬には支配人、番人も引揚げ、当地には僅かに越冬番人37人を残すばかりであった。

8月29日（露暦9月19日）久春古丹沖合に2000石程の異国船が到来し、翌8月晦日霧が晴れるとともにボート3隻に異国人16人が分乗して、沿岸一帯の水深測量を始めた。そのうち重立った者数人が²⁴⁾ 久春古丹に上陸し運上屋に来て何か申し出たが、言語は通じなかったもののロスカイという言葉から彼らがロシア人であることが想像された。彼らは食事をしたい様子なので、其節出来合わせの魚肉の味噌汁を饗応した。船中で食料に不足して上陸したものと思い玄米10俵を与えたところ、彼らはそのうち4俵をボートに積入れて帰船した。²⁵⁾

露暦9月21日（日本暦9月1日）、前日の調査に引き続き4隻のボートで40人余の陸戦隊を率いて久春古丹北隣のバコトマリに上陸したネヴェリスコイは、国旗を掲げて樺太占領の儀式を終えたのち、日本の越冬番人やアイヌたちが集まっている運上屋に赴いた。彼はこのときロシア人の来島の目的を日本人たちに次のように説明したと述べている。

「古来からロシア領であったサハリン²⁶⁾ にわれわれが到来した目的は、全く平和的なものである。わが皇帝陛下は最近この沿岸に多数の外国船が出没し、住民に無法を働き、またこれら無保護の地域を占領しようとしていることをお聞き遊ばされ、サハリン島の拠点ならびにその対岸の大陸に要塞を作り、もってその住民ならびにこの地へ到来する日本人を保護することを命じられた。これと共に陛下は私に対し、サハリンにおける日本人の産業と交易を妨害しないのみならず、諸君らの正当な權益をあらゆる暴力から厳しく守ることを命じられた。このため諸君が全く平穏であることを要請する。われわれは常に心から日本人と友好的であることを望むものである。この地の指揮官となるブッセにも以上のことが命じられており、彼は諸君とアイヌの間に作られている全ての産業・交易・経済関係に干渉することなく、これを尊重することになっている。彼は、アイヌたちがこれまでと同様

23) この年の勤番は物頭1人、目付1人、組士1人、徒士2人、足軽6人程であった。（寅年クシユコタン魯人造築一条、第1文書）

24) 上陸の士官はネヴェリスコイ、ブッセ、ボンニャークである。日本の資料ではボンニャークをルダノフスキーと取違えているが、このときルダノフノフスキーは本船に待機しており、ボートの合図があれば直ちに武装兵20人を率いて上陸することになっていた。（Bycse, 22）。

25) 実際は彼らの舟は測量用ボート2隻、荷物運搬用皮舟1隻であった。玄米は皮舟で運んだので積残さざるをえなかったのである。彼らは代償に更紗風呂敷10枚、鍔10挺、硝子徳利3個を残した。（Bycse, 24-25；幕末外国関係文書、第2巻第122文書）。

26) ネヴェリスコイは、樺太に対する歴史的権利をくり返し語っている。その理由は、ネルチンスク条約、オロッコ人の樺太占有、1742年シェルチングの樺太東岸測量、最後にフヴォストフとダヴィドフのアニツ湾占領である（Невельской, 237 他）。チェホフはこれを一つ一つ批評した後で、「最初の探険の権利が日本人に属し、日本人こそ最初に南サハリンを占領したものであることは疑いない」と述べている（チェホフ, 285）。

に日本人との関係を維持するよう監視するであろう」²⁷⁾

ネヴェリスコイによれば、この予期せざる平和的な申出を受けた日本人たちは、憂うつな顔つきから急に陽気になり、一方アイヌたちはこれまでの日本人との関係維持について不満をのべ始めたという。²⁸⁾ さらに彼は日本人の要請に応じて、同様な内容の交書をロシア語とフランス語で書いて渡したとも述べている。彼はこのことを「通訳をもって」説明したというが、日本の番人たちの方では、「夷人に指図いたしシャイモと申、又自分の事をロシア人と申、アメリカ船参候得ば鉄炮放し候仕方いたし候而已、夷人共聞取兼候様相見候」という有様であった。²⁹⁾ またブッセも、ネヴェリスコイが日本人に対し身振りをもって、「ロシア人は彼らおよびアイヌと友好的に暮すことを望んでおり、サハリンを占領するのはこれをアメリカ人から守るためだ」と説明した有様は滑稽であった、といい、また日本人たちはこれを非常に冷淡に聞いていたとも記している。³⁰⁾ ネヴェリスコイの記述には時に創作が交っているので俄には信じ難いが、少なくとも彼がムラヴィヨフの指示に従い、日本人に友好的態度を示そうとしたことは事実であろう。

翌9月22日(日本暦9月2日)から大砲8門のほか大量の物資、建築資材、食料等の揚陸が始められたが、このためには日本人から二隻の大きな舳が借用され、大勢のアイヌが運搬に協力した。このため揚陸作業は24日午後にはほぼ完了したので、ネヴェリスコイは占拠地点の選定について自らの決定が正しかったことを次のように誇っている。「今やはっきりと云うことができる。アイヌの援助もなく、ニコライ号のボートしかなかったとすれば、揚陸は2～3週間かかっても終らなかつたであろう。すでに時は9月23日³¹⁾であった。この作業はペテルブルクで人々がブッセに語ったほど容易なことではなかつたのだ」³²⁾ さらにロシア人は、兵員の宿舎と物資の保管のための倉庫を日本人から借用し、越冬の準備は順調に進捗した。

哨所の場所としては、久春古丹南側の小高い岬(綱干場)が選ばれた。これは部落と海岸一帯を一望の下に見下し、大砲の射程内におく戦略的にもっとも好適の場所であったが、付近は数棟の日本の倉庫で占められていた。この地点の確保に熱心なネヴェリスコイと、日本人に対する強制立退を政治的不得策とするブッセの間に意見の対立が起つたのは、上陸地点選定の場合と同様である。³³⁾ 結局、ブッセはこの場所に哨所の建築を始めたが、東部シベリヤ総督の名をとったムラヴィヨフ哨所の構造は、丸太造りの兵舎3棟と士官棟

27) Невельской, 236.

28) ネヴェリスコイは、これに対してアイヌに沈黙を命じ、日本人に対し何らかの敵対もしくは暴力を働いた最初の者は直ちに厳しく処罰すると言明した、とのべている。(Ibid, 237).

29) 幕末外国関係文書, 第2巻第122文書。

30) Буссе, 24-25. 尤も、この記述は前日(9月20日)のことをのべたものであるが。

31) ブッセによれば9月22日。ネヴェリスコイの日付は全てブッセのそれより1日だけ早くなっている。これは当時ロシアの海事関係者が1日の始まりを正午におく習慣だったことに帰因するものと思われる。ブッセは陸軍士官であった。

32) Невельской, 239.

33) ブッセは日本人との摩擦を避けるため、哨所の位置を久春古丹の東隣ボロアントマリとすることを望んだ。結局ブッセはネヴェリスコイに譲歩し、日本人と交渉して倉庫のうち二棟を購入(?)したとのべている。(Буссе, 30; Невельскрй, 232-233)。日本側の資料も網蔵と船蔵各1棟を「貸与」したことを認めている。(幕末外国関係文書, 第2巻第122文書)。

を四辺形の角に配置し、対角線にあたる2隅には六角形の物見兼砲塔をおき、建物の間を銃眼のある柵でつなぐ一種の堡壘であった。³⁴⁾ 柵の下手には兵士らのための売店が、そして小川の傍には風呂場も設けられた。³⁵⁾ 建築用素立の一部および窓硝子等はアヤンから運ばれたが、このほか日本人が準備していた木材600本を譲り受け、³⁶⁾ また約4キロ離れた山中から冬中に300本の木材を伐採した。

ロシア人が上陸したとき、越年番人たちはロシア人の上陸を妨害するすべもなく恐慌をきたし、すでにのべたようにロシア人の要求するままに積荷揚陸のため舳を貸与し、ロシア人の宿泊と物資の保管のために倉庫を清掃して明け渡し、乾燥した木材の使用さえ認めた。彼らに出来ることはせいぜい武器蔵の封印をはがして武器を土中に隠し、ロシア人到来を通報するため松前に逃帰ることであった。すでにロシア人上陸と共に逃亡したものもあり、番人たちは9月3日³⁷⁾ 相談の上同日夜全員が久春古丹を退去した。多くのものはシラヌシから宗谷に逃帰り、同じく西海岸エンルコマフ(真岡)運上家の番人9人もロシア人上陸の報を受けると慌てて持場を捨てて逃亡した。越年頭長助など13人は、ロシア人の動静を見極め、アイヌの態度を監視するため樺太に留まることにしたが、久春古丹に居住することを不安に思い、山を越えてナイブチへ避難した。彼らは昼夜をおかぬロシア兵の厳重な警戒態勢におびえ、また鎖国時代のことであるから、外国人との接触の故に処罰されることを恐れたのであろう。³⁸⁾ 後の取締は惣乙名ベンカクレ、脇乙名ラムランケ、小使イッポクに托された。当時久春古丹周辺には番人たちのほか289人のアイヌが居住しており、その大多数は翌年の春漁準備のため東部のコタンから出稼に来た者たちであった。彼らの中にもロシア人上陸の当初逃亡したものが多かったようである。日本人逃亡の翌朝、船から上陸してこのことを知ったネヴェリスコイは激昂し、アイヌ長老のあごひげ

34) ムラヴィヨフ哨所の構造および建築の状況については、*Буссе*, 32-33, 64, 66, 82, 112-113 を参照せよ。なおネヴェリスコイは、ムラヴィヨフの指示にも拘わらず、多面堡や櫓の築造により兵士らを疲れさせないようにブッセに命じていた(*Невельской*, 241)。大量の木材伐採や大規模な建築などの冬中の重労働が、ロシア兵中に病人を続発させる原因となったことは、*ルダノフスキー*のいう通りであろう(*Рудановский*, 915)。

ムラヴィヨフ哨所を調査した松前藩士や幕臣堀、村垣、およびその随行者たちは、ロシア哨所の堅牢さについて驚き、見取図を添えて多くの記録を残している。

35) 売店は、兵士たちが受ける給与をもつて日用品を購入する場所であり、風呂場は蒸気風呂の類であった。(寅年クシユンコタン魯人造築一条、第1文書)。

36) これらの材木は建築用として運上屋礎際に積まれていたもので、元口2~5尺、長さ2~7間位の巨木であった。ネヴェリスコイは日本人からその売却の約束をとりつけたという(*Невельской*, 238, 240)。しかし日本人が逃亡したため、ブッセは日本人から財産の管理を委任されていたアイヌの長老に180銀ルーブルの商品を支払ってこれを購入したとのべている(*Буссе*, 32)。日本の資料は「番人共退去後蝦夷人共江何歟申聞候上右木等持運」と記している(寅年クシユンコタン魯人造築一条、第1文書)。

37) ブッセによればこれは露暦9月24日のことである。従って日本暦は9月4日となり日本側資料とくい違っている。

38) 当時樺太には、外国の捕鯨船から乗組員がしばしば上陸したようであるが、このような場合の事後の取調べは厳しいものであった。嘉永元年シラヌシに異国人34人が上陸した際、番人たちは状況を説明したのち、次のように誓約している。「右異国人共漂着の上滞船中、親敷相交り交易等無之哉の段、再応厳重御札に御坐候得共、兼て支配人より厳敷申付有之、私共始夷人共に至迄右様の儀毛頭無御坐候」(嘉永元中年北蝦夷地江上陸之異国人始末札書)写本(北大図書館)。

をつかんで日本人の連戻しを要求したという。³⁹⁾ 日本人の逃亡後、アイヌたちは倉庫の管理を委ねられたアイヌ長老たちの制止を無視して蔵に押し入り酒や米を奪い始めたが、これはロシア人によって阻止された。⁴⁰⁾

9月25日(露曆)、荷揚を完了したネヴェリスコイは、その翌日帰国の途につき、ムラヴィヨフ哨所には陸軍少佐ブッセ、海軍中尉ルダノフスキーほか69人が残留した。⁴¹⁾ ネヴェリスコイは出帆にあたりブッセに次のような指示を残した。「(逃亡せる)日本人たちが戻ってきたときは、彼らが全く安全であることを保証し、彼らの身体、財産、産業および交易が充分保護されるよう配慮せよ。……わが兵士らが彼らの習俗に干渉しないよう注意し、原住民に対してもそれが望ましいと思われる場合でもわれわれの習慣を強制してはならない」。⁴²⁾ 彼は帰路インペラートル湾のコンスタンチノフ哨所に寄港して、ポシニャークをその指揮官として残し、10月2日デ・カストリ湾に帰着した。

一方、ナイブチへ逃げた日本人たちは、クシュンナイからマヌイ経由で南下してきたオルロフ一行に出会い、⁴³⁾ 久春古丹へ戻ることをすすめられた。またアイヌ長老らも久春古丹の秩序を伝え、番人らの帰還を求めたので、一同は申合せて9月28日までに全員久春古丹に帰ってきた。

このようにして、久春古丹における日本人、ロシア人、アイヌの共存生活が始まったが、ムラヴィヨフ哨所の指揮官となったブッセがもっとも苦慮したのは、日本人とアイヌに対する関係であった。ロシア人は武力において圧倒的な支配者であったものの、彼らはムラヴィヨフやネヴェリスコイから日本人の漁業や生活に干渉することを固く禁じられていた。ムラヴィヨフはアイヌについては何も触れていないが、もし日本人の漁業に不干渉を守るとすれば、それはアイヌの日本人に対する雇傭関係に介入しないことであった。すでにネヴェリスコイは、日本人に対し、アイヌに彼らとの関係を守らせることを保証させた。彼は、このことがアイヌの日本人に対する従属関係を認めることになり、樺太占領によってロシアの臣下となる筈のアイヌを、他国民の支配下におく矛盾には気付いていなかったのである。日本人の横暴に耐えてきたアイヌたちの中には、ロシア人の到来により

39) Буссе, 31. ブッセは「残念ながら、私の懸念は根拠のないものではなかった」と記している。

40) ブッセは、「もしそのことが私の意に反することを知らなかったならば、彼らは公然と全てのものを掠奪したであろう」とのべている (Ibid, 74)。ルダノフスキーは、これを批判し、アイヌの倉庫乱入を禁止したのはネヴェリスコイであると書いている。彼によればネヴェリスコイは張本人をイスボンクだと疑い、あごひげをつかんで詰問したところ、イスボンクは腰刀を抜いてネヴェリスコイにとびかかったという。彼は逃亡し、数週間後に日本人と共に帰ってきた (Рудановский, 921)。このイスボンク (日本側資料ではイツボンク) は、ナイトモ惣小使ジョシコロの息子でポロアントマリ (久春古丹東隣) に出嫁に来て取締として小使に任じられていたものである。後にロシア人滞在中の功績により幕府から賞与を受けており、恐らくはこのとき乱入の制止に当たっていたものであろう。

41) 松前藩士の報告によれば、総員71人の内分は「頭分の者2人、医師兩人、書役兩人、同心65人の内1人昨11月中致病死」である。(幕末外国関係文書第6巻第2, 第174文書)。しかし実際には医師はおらず1人の薬剤見習がいただけであった。ブッセは、11月15日水兵シーズイの死をいたみ、70名の派遣隊に1人の医師もいないことは理解できないとのべている。しかしルダノフスキーは医師不在の責任をブッセに帰している (Буссе, 44, 65; Рудановский, 917)。堀、村垣の報告では「医師」が「猟師」となっている。(寅年クシュンコタン魯人造築一条, 第一文書)。

42) Невельской, 241.

43) 注14, 21参照。

日本人からの解放を期待した者たちが少なかったことは想像できるが、ブッセは彼のもとへアイヌたちが屢々やってきて日本人の悪口をのべたことを、次のように記している。⁴⁴⁾

「私の立場は非常に困難である。もしアイヌたちと一緒にあって日本人の悪口をいえば、日本人は彼らに忠実なアイヌたち（これは多数である）から必ずこのことを聞き、彼らのわれわれに対する信用は完全に損われるであろう。またアイヌの前で日本人を賞めその肩をもつことは、われわれが日本人とぐるになって彼らを迫害するのではないかとアイヌを恐れさせるので、これもできないことである。私はアイヌたちが日本人の悪口を云い始めると笑って答えないことにした」

日本人とロシア人は、やがてしばしば相互に訪問と贈物の交換をくり返し表面は親交を深めた。このことによってロシア人の彼らに対する無害を確認した番人たちは、再びアイヌに対する権威の回復に努めたようである。彼らは翌春松前から到来することが期待される日本の軍勢に言及して、アイヌが従来通りの日本人に対する関係を維持するよう求めたばかりでなく、外国人であるロシア人と接触して物品を供与したり、彼らの下で働くことを禁じ始めた。このため日本人から彼らを保護しようとしないうちにロシア人に失望したアイヌたちは、日本人を恐れてロシア人に鮮魚や犬そりを供与し、また彼らに奉仕することを恐れるようになった。ススヤ川の調査へ出掛けたルダノフスキーの場合は、アイヌたちは彼を受入れようとしないうちに、彼の到着を知って逃出す有様であった。ブッセは召使のハイロが、⁴⁵⁾ 日本人とアイヌの長老が結託してロシア人殺害の計画をしていると告げたときは意に介しなかった。しかし、やがて日本人のアイヌに対する締めつけが厳しくなり、ハイロがなぐられるに及んで日本人を厳しく詰問した。そのうちアイヌたちの中には、翌春日本の大軍が上陸してロシア人を皆殺しにし、ロシア人に協力したアイヌたちを処罰するだろうという噂が流れ始めた。ブッセはこれらの噂は日本人の話に根拠をもつものと考え、日本人に厳重に警告したとのべている。「私は何度も日本人にきびしく詰問したが、答はいつもアイヌたちが嘘をついているというのであった。ついに私は彼らに対し、われわれは友好的に暮すために諸君をトマリ（久春古丹）へ呼び戻したのであるが、もし諸君がこれを望まぬならばトマリから出てゆくがよいと断言した」。⁴⁶⁾ ブッセの警告は効を奏し、これ以後日本人たちはこれまで以上に友好的な態度を示すようになり、アイヌたちも日本人に気兼ねなくロシア人に奉仕するようになったという。

ブッセは、日本人とアイヌは利害と願望が全く相反するとのべ、そこに入りこんだロシア人が両者と共存する際の困難さを次のようにのべている。「われわれのサハリン到来が日本人の漁業に何らの損害も与えないことを日本人に示すためには、以前の如くアイヌを日本人の隷属のもとにおき、われわれにとって危険ではないまでも、前者の嫌悪を身に受

44) Bycce, 43. ブッセによれば、アイヌたちは「シサム、ベン、シサム、アイヌ、コイキ、ルスキ、ピリカ」（日本人は悪い、日本人はアイヌをなぐる、ロシア人はよい）とくり返したという。また彼は、アイヌたちが日本人の悪口をのべて、ロシア人からの贈物を期待したとも書いている。

45) ハイロは、シレットコから来てブッセのもとに住みついたアイヌである。ブッセは、彼が日本人とアイヌのことを通報するので重宝して召使としたが、やがて増長してロシア兵さえ無視するようになり、ついにブッセにもうとまれると、今度は他のアイヌのことを日本人にざん訴して解雇された。（Bycce, 43, 50, 52, 53, 59, 106~107）。

46) Bycce, 75.

け、それとともにサハリンの日本帰属と、その住民に対する日本人の完全な支配を認めねばならない。またもしわれわれが島を統治してアイヌを日本人から保護し、日本人がアイヌをなぐることや不当に安い給与で彼らを働かせることを禁止すれば、このことは日本人から全ての労働者をとりあげてを意味する」⁴⁷⁾ 彼がとったのは、日本人がアイヌに公然と不当な行為を行なわないように警告した上で、日本人とアイヌの個人関係には干渉しないという中間の道であった。彼はこの「武装中立」がアイヌを失望させたといい、彼らを満足させるためには、全てのアイヌ長老と日本人を呼び集め、「サハリン島は日本のものではなくロシア領土であり、故にアイヌは自由の民であると宣言するほかはない」と慨嘆している。しかしこのことはまた、日本の法律によれば、日本の漁業のみならず日本人そのものを樺太から完全に追放することを意味したのである。

もともと久春古丹の占拠に反対であったブッセは、このような煩わしい関係を避けるためには、ロシア人の哨所の所在地は日本人の漁業の妨げとならず、しかも日本人との交易の可能性のために彼らの部落から遠くない場所であるべきだと考えた。彼はこのような場所として、日本の主要部落マオカから二日の行程にあるナヨロカクシュンナイが最適であるとのべている。⁴⁸⁾

哨所の所在地が不適なことについてのブッセの見解は、ロシア人の軍事力の観点からもでていた。彼はアニワ湾漁業の日本にとっての重要性を十分に認識していたので、⁴⁹⁾ 日本政府が大軍を派遣する可能性を考慮したのである。彼は日本人の武力は著しく貧弱だと考えていたものの、ムラヴィヨフ哨所の弱点も痛感せざるをえなかった。哨所の位置は好適であったが、彼はこの哨所を 69 人余の未熟練な兵士⁵⁰⁾ と 8 門の大砲で守備することの困難さをくり返し書いている。⁵¹⁾

III 長崎における日露交渉

ロシア人の久春古丹占拠に先立つこと約 40 日前、そしてペリーの浦賀来航より 1 ヶ月後の嘉永 6 年 7 月 18 日、長崎には遣日全権使節プチャーチン提督の 4 隻よりなるロシア艦隊が入港した。ロシアは鎖国時代の日本に対し、もっとも熱心に貿易を求めた国であったが、プチャーチンの日本派遣も樺太占領命令の場合と同様、アメリカ艦隊の日本遠征の情報により促進されたものであった。プチャーチンは日本に対していかなる敵対的行動も避けること、平和的手段によってのみ通商関係の樹立を達成することを命じられていた。

1852 年 10 月 7 日（露暦）、プチャーチンがクロンシュタットを出帆した際は、8 月 23 日付ニコライ一世の日本皇帝宛国書を持参していた。この国書は和親通商のみを目的とし、

47) Byce, 76.

48) Byce, 61, 80-81. ブッセによれば、ナヨロではアイヌ、ギリヤーク、満州人の交易がおこなわれており、ここを押えることによって彼らに影響を与え、日本人をも除々に交易に引込むことができるのである。

49) 「日本にとってアニワ湾沿岸の喪失は、中国にとってのアムール地方全部の喪失より重大である」と彼は書いている (Byce, 84)。

50) 「8 人を除いて他のものたちは軍事訓練を全く受けていない。これはただの百姓たちである。航海中に射撃訓練をしたところ、大半の者は銃の握り方も知らず、恐る恐る撃鉄を下した」(Byce, 66)。

51) Byce, 61, 79-80, 82-83.

領土問題には触れていなかったようである。その後ロシア政府は有名な日本学者シーボルトをペテルブルクに招き、彼の献言で国書は宰相ネッセリロードから老中宛に書き改められ(日付はもとのまま)、プチャーチンの入港先も長崎とすることが決定された。⁵²⁾ この新たな国書はパナマ経由の急使によって小笠原停泊中のプチャーチンに届けられた。ファインベルク女史の記述から判断すれば、領土問題の交渉もその際に追加されたものようである。プチャーチンが幕府に提出したこの新たな国書の中では、第一に両国間の境界を定めることが要請され、とくに樺太の南端に注意が向けられている。さらに「夫れ魯西亜帝所領の地は、其大さ世界万国に冠たれば、更に地を益し境を広むるは、実に要須とせざる所なり」といい、ロシアの目的は領土の拡張ではなく、境界の確定であることを強調している。この国書をニコライ一世が承認したのは、1853年2月24日のことであり、⁵³⁾ このことはロシア政府が樺太占領命令のかなり以前から樺太の領有を決定していたことを示している。国書と同時にプチャーチンが受取った外務省の補足訓令も、ロシア政府が近年アムール河の鍵である樺太島に大きな意義を与えたことをのべ、この島が強力な海軍国(アメリカ)の飢食となる可能性を懸念しているのである。⁵⁴⁾

長崎に来航した当時、プチャーチンは未だ政府の樺太占領命令を知る筈もなかった。彼がこのことを知ったのは、長崎港において三ヶ月余も日本全権を待つうちに、タートル海峡沿岸の測量と状況視察のため派遣した「ヴォストーク」号艦長リムスキー・コルサコフ大尉がもたらした情報であった。⁵⁵⁾ リムスキー・コルサコフが長崎に帰港したのは11月3日(露暦)であるが、⁵⁶⁾ 漸くにして樺太占領命令とロシア人の久春古丹占拠を知ったプチャーチンは、早くも11月6日(日本暦10月18日)老中宛に書簡を送り、その中で次のように樺太の全島領有を主張した。

「カラフト島(即薩哈連)は唯野人のみ住棲し、其住民は魯西亜の支配を仰き制教及交商に乏しき者たり。故に魯西亜帝の命により、此三ヶ月来魯西亜領とし、且つ許多の軍兵を

52) Файнберг, 148-149.

53) Ibid, 148.

54) Ibid, 149.

55) この点について、バルスコフはある文書にもとづきながら、プチャーチンはアムール下流地方や樺太の占領に反対であり、リムスキー・コルサコフをアムール河口に派遣して樺太占領に対する抗議を行なわせた、と書いている(Барсуков, кн. I, 331)。しかしこのことは、リムスキー・コルサコフが長崎を出帆したのがネヴェリスコイの久春古丹占拠より前であったことを考えればありえないことである(次注参照)。ネヴェリスコイは10月2日(露暦)久春古丹からデ・カストリ湾に帰着した時、9月30日にリムスキー・コルサコフが同地に立寄ったことを知った。リムスキー・コルサコフはその時、アレクサンドル哨所の指揮官ラズグラドスキーに、プチャーチン提督は樺太占領命令を知らないと伝えたのである。(Невельской, 243-244)。ブッセもまた、樺太へ来た役人(清水平三郎のこと)がコサックのジャチコフに、プチャーチンはロシア人の樺太上陸を知らなかったかのようのべたと書いている(Буссе, 123)。

プチャーチンが樺太占領に反対でなかったことは、以下の本文にみる通りである。レンセン教授やステファン博士は、プチャーチンが日露交渉の成功のため、ロシア人の久春古丹占拠を望まなかったかのように書いているが、これはプチャーチンの長崎および下田における友好的な対日交渉の印象から生じた誤解であろう。(LENSEN, Russian push, 306; СТЕПНАН, Sakhalin, 52)。

56) ゴンチャロフ, 307。日本側資料によれば「ヴォストーク」号は7月26日に長崎を出帆し(幕末外国関係文書第1巻, 第315-317文書), 10月15日に帰着した(幕末外国関係文書第3巻, 第17, 18文書)。

置て是に備ふ。漁獵及他の商業を為し、且時節を期して己れが住家を構へんが為に、カラフト島及南部アニワ湾に来る日本人の寡少なるは、唯全権が言へる所の理を資く。加之右日本人アニワに住居するに方っては魯西亜領民の如く、其保護を蒙むるなるべし⁵⁷⁾

この主張は、安政6年7月品川に来航したムラヴィヨフのそれに頗る類似しているが、すでにのべたように、嘉永6年当時のムラヴィヨフは未だアニワ湾への着手を考えていなかったのである。⁵⁸⁾ プチャーチンの提出した国書は明らかに樺太南端を日本に残すことを意図しているが、政府の樺太占領命令と久春古丹占拠を知ったプチャーチンは、これを政府の政策が変わったものと受取ったのであろう。樺太占領命令は、現地の考慮にもとづいてもっとも重要な地点の占領を命じ、この島にいかなる外国人の居住をも認めていない。ネヴェリスコイも考えたように、これは樺太全島の占領命令と受取れるのである。久春古丹の占拠は、その証拠に他ならなかった。自らの持参した国書と訓令にも拘わらず、プチャーチンがこれを政府の政策変更とみなしたとしても無理からぬところであった。このため、これから日本との通商交渉を始めようとしていたプチャーチンは、自らの立場の不利になるのも顧みず、敢えて大胆に樺太全島の領有を主張したのである。「占領命令」にも拘わらず、日本人の保護をのべたのは、ムラヴィヨフの指令を考慮したものであろう。

一方、幕府がロシア人の久春古丹占拠の事実を知ったのは、事件からほぼ一ヶ月後の嘉永6年9月28日であった。同月12日、益毛で越年中の宗谷勤番から事件の報告を受けた松前藩主は、直ちに物頭三輪持、検使氏家丹右衛門のほか一番手人数85人、二番手77人を樺太へ向け発進させると共に、幕府にこのことを通報したのである。⁵⁹⁾

度重なるプチャーチンの催促を受けた幕府も、漸く10月30日露西亜使節として大目付筒井政憲、勘定奉行川路聖謨らを長崎へ出発させたが、交渉の基本方針は境界問題、通商問題とも出来るだけこれを引延すことであった。筒井、川路が出発に当り交渉の指針を求めたとき、老中阿部正弘は国境確定について次のように指令している。「境を定候儀は、御代替之御急等相済、猶旧記取調之上、領主並蝦夷人共心得方をも相糺候て、双方より役人罷出相定可申儀ニ付、存外之年数も相懸り可申旨、精々申諭、カラフト嶋へ上陸は不致様申置候様可被致」。⁶⁰⁾ これよりみれば、幕府は久春古丹へのロシア人の上陸を未だ深刻には受けとめておらず、ロシア人の撤退のため断固たる態度をとることは全く考えていない。恐らくは、これより遙かに重大なアメリカとロシアによる開国要求の対応に苦慮したためであろうが、当時の幕府にとって樺太は遠い存在であったことも事実である。

漸く12月20日より始まった筒井、川路との談判にあたり、プチャーチンはまず樺太につ

57) 幕末外国関係文書、第3巻第20文書。

58) ムラヴィヨフは、当時アニワ湾の占拠を控え(1853.4.15付指令)、またインペラートル湾への着手を禁じていた(1853.4.19付書簡)。しかし、ネヴェリスコイがこれらを実行した後では、やがて皇帝とともに彼を積極的に支持するようになった。(Невельской, 257)。このことは、ロシア参謀本部が露清国境の調査に派遣したアフチエ探検隊の報告によるところが大きかった。ムラヴィヨフはこの報告により、ブレヤ山脈以東即ちアムール下流と樺太はネルチンスタ条約によりロシア領となったというネヴェリスコイの主張(注10参照)に同調したのである。かくて1854年春ムラヴィヨフは、久春古丹占拠におけるネヴェリスコイの果敢な行動を讃え、ウラジーミル3等勲章を伝達した(Ibid, 283)。

59) 幕末外国関係文書第2巻第128文書。

60) 上掲書、第3巻第41文書。

いて次のようにのべた。「サカレンは素々我国人住居の地にはあらず、先年アンモルへ我国之者罷越候処、彼住民共我国へ属せんことを願ふに付、我主之命によりて軍卒を差遣し、彼土を守らせ候事にて、日本所属の地へ手出し等致候儀には無之、右境界駢と取極不申候ては、外国の者通航の差障にも相成候間、境界相定度存する所也」。これは前回の書簡とは違って樺太全島領有の主張をやめ、国書にある通り日本所属の地へ手を出さず積りのないことを明らかにしたものである。川路はこれをうけて、ロシアが日本の属地へ手をつけないというのなら、前回の書簡は主旨が違うので取下げるべきだといひ、「貴国に於ては別に新地を得るに念なき由なるに、隣国の境界へ新たに軍卒等被差置候ては、我国人心の動静に相拘り候間、右軍卒は早々引払はせ候様致さるべし」として、久春古丹からのロシア人の早急の撤退を要求した。⁶¹⁾

ロシアの国書と11月6日(露曆)付書簡との矛盾をつかれたプチャーチンは、これについて弁解し、「最前使命を請、国を出し時は右の書翰(国書)の通の儀に候処、其後本国より書状差越、⁶²⁾ 外国の者共サカレンを窺竄致し候勢ひ有之、打捨置難く、守りの者を差遣候、尤日本との境界駢と相分り候はゞ、守りの者は早々為引払べく旨申越候……」⁶³⁾ とのべ、国境確定さえできればロシア人が久春古丹から撤退することを約束した。しかし彼は日本側のいうように国境確定に三、五年も要していたのでは、久春古丹在住のロシア人も土地に馴じみ、ロシア人に従うアイヌも増加することになるので、その際はロシア人の撤退が困難になるとして至急の取極めを求めた。

プチャーチンが、一度主張した樺太全有の主張を取下げ、久春古丹からの撤退を約束したのは、単なる外交の掛引ではなかった。彼は日本全権の長崎未着の間に上海に赴いて露土戦争の確報を得、イギリス、フランスのロシアに対する開戦が近いことを知ったのである。⁶⁴⁾ 開戦となれば、久春古丹はいずれ英仏艦隊の攻撃を受けることが必至であった。⁶⁵⁾ 今は国書の線まで戻ってこの地を放棄し、国境を早く取極めることを彼は考えたのである。筒井と川路は、老中に報告した応接顛末の中で、「十分に申伏せ候義は出来不申候得共、一度はカラフト全島を奪、エトロフ半島も、所領の如く申成し、既に御手前様方へ書面迄差出候得共、右の趣意は相改……彼の申条相屈し候は、右にて顯然致し」⁶⁶⁾ といひ、これが交渉の成果であるかのようにのべている。しかしプチャーチンが交渉の最初から樺太全有の主張を放棄していたことは明らかである。

61) 幕末外国関係文書、第3巻第137文書。

62) この書状は、リムスキー・コルサコフがデ・カストリ湾で入手した情報のことを指すものであろう。

63) 幕末外国関係文書第3巻第137文書。

64) ゴンチャロフによれば、これは12月15日(露曆)のことであった。

65) プチャーチンの恐れが杞憂でなかったことは、安政2年5月(1855)イギリス艦隊から陸戦隊がクンチュンコタン周辺に上陸したことからも知ることができる。箱館奉行支配調役力石勝之助は、条約にもとづき長崎、箱館以外の地への上陸をとがめたところ、司令官ジェームス・スターリングは次のように答えたのである。「唐太は御国属嶋有之儀を承知不致、四五年來既に魯人アニフへ陣營相構へ居候由承り、今日御国御領の段初て承知致し候上は、魯人も此上罷在候儀有之間敷、然れば此後自国船相越候儀は無之候」(幕末外国関係文書第11巻第154文書、第12巻第6、9文書参照)。クリミア戦争中、太平洋の英仏艦隊がカムチャッカのペトロパヴロフスクを攻撃し、またロシア艦隊を追跡したことについては STEPHAN, Crimean War. を参照せよ。

66) 幕末外国関係文書第4巻第45文書。

樺太の分界では、川路が北緯 50 度を打診したのに対し、プチャーチンは日本人の居住するところは南岸のみとして活発な論戦が展開されたものの、ついに結着をみななかった。しかし果してわが露西亜応接掛が北緯 50 度をもって直ちに境界を取極める権限を有していたかどうかは疑問である。彼らは江戸出立の際に「此節難及挨拶廉を基本にいたし、其外は都て御委任被成候」という指示を与えられたように、彼らの任務は交渉の引延しに重点があり、全権の名に値しないものであった。⁶⁷⁾

プチャーチンは国境確定を急いだので、長崎で荒増の取極めをして後は来春現地において立合調査をすることを求めた。長崎での取極めは合意に達しなかったものの、日本側でも春に見分の者を現地へ派遣する予定であったので、見分の者が樺太へ到着した際ロシア兵との行違いを避けるためプチャーチンの添書を要請し、ロシア文および蘭訳文各一通を受取った。⁶⁸⁾ プチャーチンのいう樺太の現地見分とは、日本人の居住場所の確認のことであり、その他の地はロシア人居住の如何に拘わらずこれをロシア領とすることであった。これはアイヌの居住地を日本領と考えていた日本側と大きくく違っていたが、後にみる如くこの立合見分は遂に行なわれなかった。

プチャーチンは、長崎における交渉では国境問題については何のうるところもなく、和親通商問題でも、僅かに将来における開国と最恵国待遇の約束をえたのみであった。かくて彼は一先ず交渉を打切り 1 月 8 日長崎を出帆したが、3 月 28 日（露暦 4 月 13 日）再び長崎に入港し、6 月下旬（わが 6 月 9～18 日）頃アニワ港で両全権の一人と会見し樺太の境界を決定したいとのべ、「若し両大臣の内一員も彼の地に来会せざる時は、両帝国の疆界を検査劃定する事は、已むことを得ず、唯我一人の身にすべし」という文書を残して立去った。

IV ロシア人の撤退

既述のように、松前藩は 9 月 12 日ロシア人の久春古丹占拠の報を受けると、17、18 日には一番手、二番手の軍勢を樺太へ向け発進させた。これは異例の迅速な措置であるが、実際は幕府の手前、藩の体面をとりつくろったものであろう。藩としては大砲 9 門⁶⁹⁾ を備えたロシア兵を力によって駆逐することは思いもよらず、万事穏便な交渉を望んでいたのである。しかし武力衝突の可能性も十分に考えられたので、藩主崇広が出発を前にした藩兵たちに直々に申渡した告示は次のように悲愴なものであった。

「今般北蝦夷地へ異国船渡来候に付、出張申付候、彼地着岸の上は万事穩に取扱、帰帆候様可致候、当方より決て戦争の端を不開、彼方より戦争の端を開候はゞ、日本国の御武威拘り候事故、一統死力を尽し万世に美名を照し候様心得可申候、妻子の儀は我等預り候間可為安堵候」⁷⁰⁾

67) 長崎交渉でロシア側の通訳を勤めた「バルラダ」号副艦長ポシェットも、長崎を去るに当り露西亜応接掛へ宛てた書簡の中で、「俄羅斯全権おもへらく、筒井肥前守様、川路左衛門尉様は、政府より任する所の権全からず、是を以て此余の会議をなすは無益に属し」とのべている。（幕末外国関係文書第 4 巻第 21 文書）。

68) 幕末外国関係文書、第 4 巻第 10 文書；第 3 巻第 170 文書。

69) 実際は 8 門であったが、逃帰った番人たちはこのように報告した。

70) 北蝦夷地魯西亜人上陸調記、第 1 文書。

しかし、藩は幕府の指示を待つ所存であったと思われ、9月17日に藩兵の発進を通知しながら、「秋末よりは海上荒く、渡海難相成場所に御座候間、此度出張の人数当冬渡海の儀、如何可有御坐候哉」⁷¹⁾ とのべて、あらかじめ樺太への渡海の困難さを通知している。次いで10月25日には、「最早氷海に相成、此上風順有之候共、北蝦夷地へ渡海難相成段、船頭並ソウヤに罷在候番人共申立、不得止事ソウヤ並マシケ両場所へ滞陣罷在、明春氷海明き次第渡海仕候」⁷²⁾ として、藩兵の渡海を控えたのである。このようにして、一番手の藩兵は10月9日宗谷へ、二番手は10月10日益毛に到着したものの、それぞれの場所で越冬することになった。

一方長崎の露西亜応接掛たちも、樺太で松前藩がロシア兵と衝突して問題が紛糾することを恐れ、「兵力を以追払候には容易の儀にては参る間敷、左候ては時月を延し候御趣意に差障り候儀は勿論、此節無謀の兵革を動し、万一差誤有之候ては御国威に相拘り候儀も出来可致哉」として、⁷³⁾ 武力による解決を厳にいましめている。老中阿部正弘も同意見であり、すでに筒井や川路の上申を受取る以前、松前藩主に対し次のような達を与えた。「魯西亜国より蝦夷地の内へ上陸の者有之候由、右は外に野心の筋等無之旨、長崎表に於て彼国使節より、書面差出候間、此方より卒爾の儀等仕懸、争論に不及様、彼地へ可申越候、尤近々蝦夷地経界為見分、役々の者被差遣候筈に付、其以前万一此方の者と魯西亜国より差越候者と、斗争等差起候はゞ、以外の事に候間、其旨能々差遣置候家来共へ申諭候様、早々可申越候事」。⁷⁴⁾ これにより松前藩は安んじてロシア人と平和的な交渉が可能となり、その任務はロシア側の状況調査とアイヌへの威武に限られたのである。

宗谷では2月下旬(旧暦)から漸く氷も解け渡海の時期となったが、3月15日同地へ樺太から越年番人やアイヌたちの乗った飛脚船が到来した。彼らがロシアの指揮官ブッセの了解をえて到来したことは、3月17日(露暦)の彼の日記から知ることができる。「今日、日本人マルヤマ、ヤママド、アサヌヤ⁷⁵⁾ が私のところに来た。彼らは松前島の宗谷に舳で文書と書簡を送りたいが、もしこのことが私の気に入らぬならやめてもよい、といった。私は、今であろうとまたこれからであろうと、そのような日本人の処置に決して干渉する気はない、諸君はどこへでも好きな所へ自由に船を出することができる、とのべた」。⁷⁶⁾ 宗谷に到着した越年番人たちは、「異国船元船の儀は、昨年9月7日出帆致し候得共、異国人共六拾人余残り居、クシュンコタン運上屋近辺山上え、五間に拾間位の居小屋老軒、五間に六間位の居小屋四軒、都合五軒相建、越年罷在、同所へ台場形四ヶ所取建、大筒八挺備置、小筒七十挺程所持致し居候得共、諸事穩にて、理不尽等の儀聊無之旨」を伝えた。⁷⁷⁾

71) 幕末外国関係文書、第2巻第128文書。

72) 幕末外国関係文書、第3巻第36文書。

73) 幕末外国関係文書、第4巻第10、45文書。

74) 幕末外国関係文書、第4巻第63文書。

75) この三人は越年番人の代表者であったらしく、ブッセの日記の中にもその名前がしばしばみえる。日本側資料と対照すれば「マルヤマ」は忠助、「ヤママド」は平助、「アサヌヤ」は久右衛門である。彼らはロシア人に対しては苗字を名乗っていたのであろう。

76) Bycse, 112. ブッセによれば舟には2人の日本人と15人のアイヌが乗り、3月23日(露暦)久春古丹を出発した。

77) 幕末外国関係文書、第6巻第2文書。

松前藩は、これにより始めてロシア船の出帆と残留ロシア人の堡塁建設を知り、それとともに彼らの秩序ある生活と日本人に対する友好的な態度に安堵をしたのである。

このため3月20日、まず松前藩の使者である物頭三輪持と検使氏家丹右衛門が藩兵に先立って樺太に渡ることになり、これに漁場支配人清水平三郎⁷⁸⁾ほか60人の番人が同行した。三輪一行はシラヌシに向い、ここで好天を待って3月26日リュトマリに着き、次いで3月28日久春古丹に到着した。藩兵の進駐はロシア側の反応をみながらすすめられ、一番手が久春古丹に到着したのは4月11日で、これは物頭竹田作郎のほか目付2人、組士5人、徒士目付2人、徒士5人、医師2人、他に検使1人とこれに従う組士3人、従士3人、後は足軽雑人で都合85人であり、久春古丹勤番所を詰所とした。二番手は物頭酒井蒔の指揮する77人で、これは目付2人、大筒掛2人、組士10人、徒士目付2人、徒士10人、医師2人のほか足軽雑人よりなり、4月末から5月始めにかけてハッコトマリ(久春古丹北隣)に到着し、ここに仮陣屋を建てた。⁷⁹⁾

ロシア人が日本人の樺太到着を知ったのは、4月7日(露曆)であった。越年番人から漁夫を乗せた5隻の船がシラヌシに到着し、翌日久春古丹に着くことを聞いたブッセは、「日本人が漁業の継続を決定したようにみえるのは望ましいことだ」と書いている。⁸⁰⁾彼はロシア人の久春古丹占拠に日本側がどのような反応を示すかを案じており、戦争の可能性を恐れていたのである。そのうちアイヌたちは、すでに宗谷に多数の日本の兵士と士官が集結していることを伝えた。到来予定の日本人漁夫たちも現われず、アイヌたちはロシア人の説得にも拘わらず逃亡し始めた。⁸¹⁾当時哨所の建設作業は漸く終りに近づいたといふものの、ロシア人の間には懐血病が猛威をふるい病人は40人に達していた。このため日本軍到来近しの報をえたロシア人が、その規模と意図不明のため昼夜の警戒を強化し、戦闘準備をととのえるなどの緊張した有様は、ブッセの日記により知ることができる。⁸²⁾彼は「トマリ部落(久春古丹)占拠の不利なことについて、私の予言が明らかになる時が遂に到来した」と書いている。

やがて親しかった日本人たちも何かを隠した素振りを見せ、これまで煩わしいほど訪問したアイヌたちも殆んど姿を見せなくなり、⁸³⁾シラヌシへ偵察に出したベリョスキンの手紙を引受けるアイヌは一人もいなかった。このためブッセは久右衛門(アサヌヤ)を招いて、日本人の意向を問いただすと共に、ベリョスキンの連絡を要求した。⁸⁴⁾一方ベリョスキンは水兵のアレクセーエフと共に、ロシア船の到来および日本人上陸の状況調査にシ

78) 清水は本来樺太漁場の支配人であったが、アイヌ語が得意のためロシア人との交渉にあたり藩士に取立てられ活躍した。

79) 寅年クシユンコタン魯人造築一条、第1文書。

80) Bycce, 113.

81) 三輪一行が久春古丹に上陸したとき、出迎のアイヌは30人にすぎなかった。ブッセは例年なら勤番藩士の出迎えには300人のアイヌが集まると聞いていた。大半のアイヌが日本人とロシア人の戦争を恐れて逃亡したのである。(Bycce, 115)。

82) Bycce, 113. 124.

83) アイヌたちは贈物や酒、煙草を期待してブッセのもとをしばしば訪問した。彼はついには「神よ、私をこの煩わしきアイヌの国から救い出し給え」と悲鳴をあげる程であった。(Bycce, 109)。

84) ブッセは、アイヌからベリョスキンの日本人に迫害されていると聞いて案じたのである。日本側の資料も、この噂について「右兩人を松前人態の者押捕及打擲生死も難斗程の由相聞」とのべている。

ラヌシへ向ったが、幾度か日本人の制止に出合ったのち、リヤトマリに日本の上級役人が到来することを聞いて途中から引返した。やがてリヤトマリに四隻の船が到来した。これは松前藩の三輪、氏家一行であり、ベリョスキンはロシア軍の砲撃を恐れた三輪に久春古丹への同行を求められて乗船した。

4月14日(嘉永7年3月28日)、ベリョスキンは日本役人と共に船で久春古丹に向う通知を受けたブッセは、昼頃沖合に現われた4隻の日本船を望遠鏡で偵察し、かくも少数の日本人から攻撃を受ける可能性のないことを知って安心した。彼は砲塔のロシア兵に対して日本人をロシアの歌で迎えることを命じた、と書いている。⁸⁵⁾ やがて三輪一行はムラヴィヨフ哨所を訪問し、ブッセに丁重に迎えられた。彼らはロシア人に到来の目的を問いただし、哨所の中を隈なく調査したが、双方の態度が甚だ友好的であったことはブッセの日記にも記されている。⁸⁶⁾ それは「このような事情のもとで考えられる最良の状態」であった。ルダノフスキーは、日本人から追々勤番の者が到着しても心配しないように云われて、「致承知安堵の様子、胸を撫悦ひ候体」⁸⁷⁾ にみえたし、また清水も、シラヌシに到着した日本人たちが久春古丹へ赴くのを恐れたのは、プチャーチンの派遣した船が未着のため、ロシアの指揮官の態度が分らなかったためであることを伝えた。ブッセは久春古丹の占領がプチャーチンの交渉に困難を与えたことを懸念し、いずれロシア人はここを去らねばならなくなると考えた。「プチャーチンの影響は明らかだ。しかし彼がロシア人のサハリン占領について日本政府とどのような話し合いをしたかは分らない。いずれにせよ、われわれが大砲に訴えるに至らなかったのはプチャーチンのお蔭であろう。そのような場合、勝利の見込が我方にあったということとはできないのだ」。⁸⁸⁾

4月22日(露暦)久春古丹に鯡の大群が押寄せ、⁸⁹⁾ そのすばらしい大漁の有様をみたブッセは今さらながら日本人にとって樺太漁業の重要さを認識し、彼らロシア人の存在がこれに大きな損害を与えたことを悟った。東岸および西岸のアイヌたちは、日本人とロシア人の戦争を恐れてアニワ湾の漁業に集まらず、労働者は日本の番人と近辺のアイヌばかりであった。このためブッセはアイヌ募集のため、ベリョスキンの派遣を日本側に申出たが、これは手配済という理由で断わられた。⁹⁰⁾ ブッセは、漁業のため逃散したアイヌを呼集め、彼らに戦争の懸念のないことを説得した日本人たちの努力をのべている。以下は、ブッセの部下のジャチコフ⁹¹⁾ が清水平三郎のアイヌに対する演説を記録したものである。

「昨秋ロシアの船がこの地に来て、士官、兵士および大砲を揚陸した。ロシア人は家作を始め、日本人は恐れを抱いて逃亡し、半数は松前に行って事件のことを話し、サハリン

85) Буссе, 115, 121.

86) 幕末外国関係文書第6巻第2, 174文書; Буссе, 122-123.

87) ブッセも、ルダノフスキーがロシア人の破滅を恐れていたことを記している。(Буссе, 131).

88) Буссе, 124.

89) その後日露雑居時代の樺太を訪れたロシアの農学者ミツーリによれば、久春古丹への鯡の到来は、4月29日(1871)、4月20日(1872)、4月25日(1873)であった。彼は当地における鯡漁の有様を詳細に描いている。(Мицуль, 113-117)。

90) Буссе, 134.

91) これはロシア人の中でもっとも早くアイヌ語を習得した人物である。(Буссе, 63)。彼はのちにロシア人の樺太再渡来のときも同行して、アイヌの情報収集に活躍し、彼の名は明治初年までロシア側および日本側の文書や記録に屢々散見する。

の方々の日本部落に四散した残留日本人の身の上を案じた。このときアイヌたちは悪い振舞をなし、蔵から穀物や酒を盗み出した。だがこのことはまだ許すことができる。しかし冬中にアイヌたちが行なった悪しき振舞は不届きである。逃亡した日本人たちは、幸いなことにギリヤークの地から来たロシア人に出会った。彼らはロシア人たちが日本人と友好的に暮すことを望んでいることを伝えて、彼らを安心させ、彼らがトマリへ戻ることをすすめた。日本人は立戻り、ロシアの指揮官および兵士らに温く迎えられた。彼らは仲良く暮し始めた。しかしアイヌたちは彼らを不和にしようと努め始めた。お前たちはロシア人のところへ行って、日本人がロシア人を眠っている間に皆殺しにしようとしていると語った。お前たちはまた日本人にはロシア人が日本人を殺そうとしているといった。それにも拘わらずロシア人は日本人と友好的に暮してきたし、現在も同様である。ロシア人がここに留まるか、或いは立去るか、私には分らないので云うことができない。長崎に赴いた彼らの偉い長官から文書が来ればこのことが分るだろう。ともかく諸君は以前のように働けばよいのである。それに対してはこれまでのように報酬が支払われるであろう。従来は当地へ僅かの兵士しか来なかったが、今年は大勢やってくる。だがこのことをロシア人との争いのためと考えてはならない。これはただわが役人の護衛のためにすぎない」⁹²⁾

清水の演説は、多分にジャチコフの同席を意識し、或いはこれにジャチコフの紛飾が加わっていることも考えられるが、ロシア人上陸後の樺太の動向をよく伝えている。

三輪、氏家の到来後、久春古丹には竹田の指揮する一番手が到着したが、ブッセは士官の比率が余りに高いのに不審をもち、樺太に到着予定の兵力について清水に質問した。彼は哨所の近くに多数の日本兵が到来することを不安に思い、その数を制限する必要を認めたのである。⁹³⁾ かくて4月27日(日本暦4月13日)、清水から2番手77人のシラヌツ到着とさらに幕府の軍隊来島の噂を聞いたブッセは、次のように清水に要請した。「スメジ・サマ、もしサハリンへわれわれの制限した以上の兵士や士官が到来するならば、私はこれを敵対行為とみなし、日本人に兵力増強を許さないため武力に訴えることを貴下の長官に伝えて欲しい」。そして日本人がロシア人と本当に戦うことを望まないならば、それ以上の士官、兵士および大砲を持込まないよう要求した。⁹⁴⁾

ネヴェリスコイが開氷期と同時に派遣を約束したロシア船は到来せず、ブッセは10回以上も船の接近を伝えたアイヌの噂に裏切られた。このため彼は見張りをアニワ岬に出し、自らもボートでエンドモロ岬を廻航した。4月29日(日本暦4月15日)、インペラートル湾から軍艦「オリヴツァ」(艦長ナジモフ)が到着した。ブッセはこの日の日記の冒頭に「万才!ロシア船が到来した」と待ちに待った喜びを記している。この船はプチャーチン指揮の艦隊の一隻であるが、インペラートル湾で越年中の露米会社船「ニコライ」,「イル

92) Bycce, 127.

93) ムラヴィヨフ哨所の士官は僅か2人であった。ブッセは足軽雑兵以外の武士を全て士官と考え、いずれ士官に従う兵卒の到来を考えたのである。彼はまた士官の率が高いことをプチャーチンの来島を迎える儀式のためとも考え、この可能性がもっとも多いと書いている。(Bycce, 132-133, 139)。

94) Bycce, 139. 日本側資料もこれを裏書きして次のように記している。「平三郎への面会致度旨申越、小屋場へ罷越候処、松前より人数追々出勢、江戸表よりも無程役々之者出張有之趣及承、追々多人数に相成候上は可及戦争儀と存候、当時小屋場内人少数故甚心配致候段、恐怖之体にてフースセ申聞候」(寅年クシユンコタン魯人造築一条、第1文書)。

トウイン」が乗組員の懐血病のため動けないので、⁹⁵⁾ カムチャッカへ向う途中寄港したのである。「オリヴツァ」には昨年「イルトイン」で久春古丹を離れたオルロフが乗船しており、彼はペトロフスクから公文書や私信を持参した。それらのうちムラヴィヨフの書簡は、ブッセを正式に臨時の樺太管理者に任じると共に、トルコとの開戦を伝え、英仏との断交が近いことを知らせていた。またネヴェリスコイのそれは、哨所の立場の不安を考えて、日本人との衝突を避けるため、彼らの産業に全く不干渉であることをすすめていた。⁹⁶⁾

この書簡について、ネヴェリスコイ自身は著しく異った調子で次のように書いている。即ち、彼はこの書簡の中で英仏との開戦の際、ブッセがとるべき行動を次のように規定したというのである。

「海軍国との断交の場合、われわれがサハリンにおいてとるべき行動の目的と性格はすでにのべたところであるが、貴下はこれを確実に順守し、開戦の際もわれわれが島を離れてならないことに留意すべきである。この場合は単に兵員を減少し、残留の者はアニワ、タクマカ、クシュンナイ、ドゥエ、テルネイ（タライカ）に各6～8人ずつ配置せよ。われわれは戦時においても、すでに熟知した道路を利用して、海からではなく、ポゴビ、アルコイ、クシュンナイ経由の内陸路によってこれらの場所に食料を供給することができる」⁹⁷⁾

彼はまた2月25日付のムラヴィヨフ宛の書簡中にも同様の主旨をのべ、大陸のタタール海峡沿岸の場合と同様、樺太の哨所の存在意義は、敵をしてこれを封鎖させるにあり、このことにより事実上これらの地方がロシア領であることを認めさせることになる、とのべている。⁹⁸⁾ 即ちこれで見れば、ネヴェリスコイはゲリラ戦術を採用し、敵の攻撃の際は内陸へ撤退し、いかなる場合も樺太撤退を認めなかったのである。しかしブッセはこのことについては何も触れておらず、英仏との開戦を日本人が知れば、われわれの立場はなお一層困難になると憂えているばかりである。「オリヴツァ」に招かれた三輪たちが、この船で久春古丹のロシア人の撤退を求めたところ、ブッセは「同所引取の儀は、ポウチャチン参り候はゞ相分り可申哉、本国王より申越無之候ては引取候儀難成」⁹⁹⁾ と答えたという。

「オリヴツァ」は5月3日（日本暦4月19日）出帆し、5月11日には清水が幕府役人の樺太到来が近いことを知らせた。これは幕府が蝦夷地調査と国境見分のため樺太へ派遣した堀、村垣の一行である。幕吏が100人の兵士を伴うことを聞いたブッセは、すでに来島した松前藩兵のほかにかくも多数の日本軍の到来を認めることはできないとして、幕吏の同

95) 第I章注18を参照。インペラートル湾のコンスタンチノフ哨所の1853～54年における悲惨な越冬生活には、ブッセも相当の責任があるようである。久春古丹占拠後まもなく、10月1日（露暦）カムチャッカから損傷した「イルトイン」号が到着した。船長ガヴリロフは、インペラートル湾で越冬するため病人を健康者に代えることと、衣服、食料を求めたが、ブッセはこれを断った。哨所の指揮官ボンニャークは、「8人の越冬準備しかなかったこの地に、突然75人が押しかけ、その半ば即ち「イルトイン」の乗組員は文字通り何も持っていないかった。……私は「イルトイン」を食料もなく荒地へ送ったブッセが、自分の利己的な誤りの結果を見ないのが大変残念だ」と書いている。(Невельской, 276-277).

96) Буссе, 141.

97) Невельской, 282

98) Невельской, 281.

99) 幕末外国関係文書, 第6巻第208文書。

行は従者一名しか認めないと通告した。¹⁰⁰⁾

ブッセの日記はこのあと、欄外に記した「バイカル」号到来の簡単なメモで終わっている。日本側資料によれば、この船は船印を下して数日間沖合に漂っており、ムラヴィヨフ哨所では外国船とみて戦闘準備を始めたという。この船はカムチャッカから来たのであるが、哨所の異変を恐れて容易に近付かなかったのである。¹⁰¹⁾ 恐らくは久春古丹に夥しく翻える松前藩の旗指物を見て懸念したものであろう。この船は5月2日(露暦5月15日)に着船し、6日に出帆した。

その後、5月10日(露暦5月23日)から15日までに4隻のロシア船が相次いで久春古丹に到来した。5月14日にカムチャッカから「ドヴィナ」号が到着したときは、女や小供まで上陸し、在留の者たちはまだ永住の様子であった。しかし、翌15日「メンシコフ」号が到着すると俄に哨所で慌しい動きがみえ、荷物の取片けが始まった。¹⁰²⁾ 「メンシコフ」で到来したのはプチャーチンの幕僚ポシェットであり、彼はプチャーチンのムラヴィヨフ哨所撤去の提案を持参したのである。同日夕方、チャチコフが来て艇の借用を申出たが、これによって日本側はロシア人が哨所を取り払って早急に引揚げることを知った。翌16日ポシェット¹⁰³⁾の招きで検使氏家は清水を同行して「ドヴィナ」号に赴き、このときロシア人は正式にプチャーチンの命令で哨所を撤去することを伝えた。翌日物頭三輪がシラスンから帰着し、幕吏の到来が近いのでそれまで出帆を見合わせるようロシア側に要請したが、彼らは「暫時も猶予難致」といい、ポシェットの筒井、川路宛書簡とブッセの松前藩宛書簡を渡した。

かくてロシア人は夜中まで作業を続けて哨所の物資と兵員の乗船を終え、5月18日(露暦5月31日)に退帆し、約8ヶ月にわたる久春古丹占拠にピリオドが打たれたのである。¹⁰⁴⁾

ロシア人がこのように早急に撤退したのは、すでにクリミア戦争開戦の報が届いており、英仏艦隊によるムラヴィヨフ哨所の攻撃を避けるためであった。プチャーチンはインペラートル湾のコンスタンチノフ入江を英仏艦隊に対する防禦に最適とみなし、全艦船と哨所の兵員をここに集結することを考えていた。¹⁰⁵⁾ このためポシェットを久春古丹に送り、もしそれが上司の命に反しなければという前提で、直ちに哨所の撤去を提案したのである。前述のように、ネヴェリスコイはいかなる場合にも樺太からの撤退を望んでいなかったし、英仏との開戦の場合も、僅かに内陸への展開を指示した。¹⁰⁶⁾ ムラヴィヨフ哨所の副指揮官であったルダノフスキーによれば、ブッセは哨所撤退の問題を、ポシェットのほか到来したロシア船の船長たちの会議で決定することを提案したという。¹⁰⁷⁾ また彼ら

100) Буссе, 145.

101) 寅年クシユンコタン魯人造築一条, 第1文書; 幕末外国関係文書, 第6巻第229文書。

102) 寅年クシユンコタン魯人造築一条, 第1文書; 幕末外国関係文書, 第6巻第263文書。

103) 日本側資料はポシェットのことを「ラロトフマ」と呼んでいる。「海軍中佐」の官名の訛であろうか。ポシェットは長崎ではプチャーチンのオランダ語通訳を勤めたが、久春古丹では共通語がアイヌ語のためブッセが彼の通訳を勤めた。

104) 幕末外国関係文書, 第6巻第263文書; 寅年クシユンコタン魯人造築一条, 第1文書。

105) Невельской, 293; Рудановский, 921.

106) ルダノフスキーもそのように述べている。(Рудановский, 922)。

107) ルダノフスキーは船長の名前を、「ドヴィナ」船長 А. А. Ронриeff, 「イルトイシ」船長 П. Ф.

は、ネヴェリスコイの考えを知らないで哨所の撤去を決定したとものべている。¹⁰⁸⁾ いずれにしても、ロシア人の久春古丹撤退は、プチャーチンの「命令」ではなく、「条件づきの勧告」によって行なわれ、すでに哨所の不利を痛感していた指揮官のブッセが、士官会議に責任を転嫁して実現したと見るべきである。

V 幕府の樺太調査

プチャーチンから樺太の分界について提案を受けた当時、幕府はこの地方の支配は全く松前藩に委ねて念頭になかった。また松前藩でさえこれを場所請負人、正確にはその支配人や番人の裁量にまかせて運上金上納に満足し、樺太の行政は顧みるところがなかった。藩は毎年少数の勤番の藩士を夏期にのみ樺太へ派遣したが、これとて支配のためというよりは、¹⁰⁹⁾ むしろ独占的な山丹交易を管理するためであった。即ち、アイヌから安価に買上げた毛皮を、ギリヤーク人のもたらす満州渡来の蝦夷錦、虫巢玉、鷲羽などとシラヌシにおいて交易し、これを国内で売却することによって、藩は多額の収益をあげていたのである。

これより以前、わが国がいくらかでも積極的に樺太の統治に乗出した時代があるとすれば、それは文化4年(1807)から文政4年(1821)に至る幕府の第一次樺太直轄時代である。すでにロシア人の千島南下のため北方へ関心を向け始めていた幕府は、天明年間と寛政年間の再度にわたり幕吏を蝦夷地へ派遣し、その際に樺太の調査をも行なった。かくて寛政11年(1799)に始まった蝦夷地の直轄は、文化4年には樺太にも及んだのである。時あたかも幕府の非礼を憤ったレザノフの命を受け、フヴォストフとダヴィドフが樺太、エトロフ、利尻を襲撃した直後であったから、幕府は樺太防衛のため津軽藩と会津藩に樺太出兵を命じ、津軽藩の警備は文化11年(1814)まで続けられた。これと共に松田伝十郎、間宮林蔵による樺太奥地見分も行なわれ、文化6年(1809)には間宮による東韃地方探検の成果となった。幕府の樺太行政でもっとも重視されたのは、アイヌに対する保護懐柔策であった。すでに幕吏の蝦夷地巡見により、場所請負制のもとでアイヌが迫害され窮乏していることを知った幕府は、彼らがロシア人の誘いに容易に応じることを恐れ、アイヌを抱きこむことによって外寇を防ごうとしたのである。このため北海道においては場所請負制を廃して、幕府が直接漁場を経営する直捌とした。樺太では直捌こそ行なわれなかったが、アイヌに対する積極的な保護対策は、その責任者であった松田伝十郎の「北夷談」にみるように、アイヌのギリヤーク人に対する負債償還や雪中の巡回にみることができる。¹¹⁰⁾

ガヴリロフ、「メンシコフ」船長 И. В. フルゲリムの3人しかあげていない。しかし、日本側資料によれば、「ニコライ」船長クリンコストレム(ケムカシテロムと訛っている)もいた筈である。また「イルトイシ」船長ガヴリロフはインペラートル湾で重症の懐血病にかかり、当時はプチャーチンの命により、チハチヨフが船長代理を勤めていたので、ルダノフスキーの記憶違いである。日本側資料もチハチヨフの到来を記している。

108) ルダノフスキーは、いかなる場合にも哨所を撤去しないというネヴェリスコイの意向を、彼自身から聞いていたとものべている。また哨所には最近ネヴェリスコイのもとから来たばかりのオルロフもいた。彼らは会議に参加しなかったのであろうか。

109) ただ注38にみるように、異国船関係の取調べは勤番によりかなり厳重に行なわれたようである。

110) 従来ギリヤークとアイヌの間で行なわれていた自由な山丹交易は、アイヌ側に著しい負債を生じ、

しかし幕府の蝦夷地直轄も、ゴロヴニン捕囚事件の解決によりロシアへの警戒が薄らぐと共に、樺太を含めて松前藩に還付され、幕府の樺太への関心は再び失われてしまったのである。¹¹¹⁾

このようにして、嘉永頃の幕府は樺太の現状について何ら知るところがなかったので、プチャーチンの提案を受けた幕府は、慌てて旧記の取調べを始めると共に、目付堀織部、勘定吟味役村垣与三郎を樺太事情と境界調査のために派遣することとした。村垣の日記によれば、彼自身は嘉永7年1月14日、また堀は1月22日にそれぞれ松前並蝦夷地御用¹¹²⁾を受けている。

堀、村垣が2月中に老中宛に提出した「松前並蝦夷地御用之儀に付内密申上候書付」という書面は、¹¹³⁾ 出立前の彼らが樺太処理についてどのような見解をもっていたかを知る上ですこぶる興味あるものである。彼らはまず久春古丹のロシア人については、「私共参着頃には最早土着仕揺動仕間敷哉と推察仕候」とのべてプチャーチンの脅しにうまく乗じられた揚句、応接に当っては出来るだけ退去を求めた上で、「帰府言上の上挨拶は来春可仕旨申聞引分れ可申と奉存候」といい、始めからロシア人の撤退を諦めている。このような態度から国境問題についても、次のような見解がでてくるのは当然であった。

「シラヌシ、クシュンコタン迎も、御国地よりは北方僻遠の離島、彼よりは南方の近地に御坐候間、地続にて境界相立往々不取締に相成候ては御失体に御坐候間、唐太の儀は魯西亜え被遣候ても可然哉」

このように始めから樺太を放棄してしまったのでは、境界見分など不用であるが、これについては、それでもなお大山、河川により人路通じ難き地險があればそれで分界してもよいとのべている。つまり相互に交通のできる国境では不取締になるという訳である。この書面について意見を求められた大目付、目付たちは、「容易に魯戒へ差遣候は、彌蚕食の心を長し」とのべて一応はこれを警戒しながらも、「只今唐太不残魯西亜人へ引渡候ては、蝦夷人は勿論都て差支の筋可有之、是迄松前家持運上納屋会所等の場所は御国地と相定め、其余は魯西亜の持場と相定」といい、プチャーチンの喜びそうな意見をのべている。

これに対し、長崎で北緯50度の分界をめぐってプチャーチンと渡り合った川路らの意見はやや異っていた。

借財のかたに山丹に連去られるアイヌも少くなかった。幕府は、松田の提案により、樺太および宗谷アイヌの旧債を全て引受け、3年間に貂皮5,047枚分をギリヤークに支払い、山丹交易を幕府の独占とした。(松田伝十郎：北夷談(北門叢書第5冊), 216-219)。

111) 三十年にわたる幕府の北海道、樺太の直轄は、百五十万両の莫大な投資をもって行なわれ、制度や産業もとのい始め、余剰金さえ生じていた。その突然の松前藩への還付は、老中水野忠成の独断により突然決定されたもので、これについては、松前藩から多額の取崩があったといわれている。樺太の責任者であった松田伝十郎は、その努力を「骨折りし二十四年の粟餅を黄粉くるめて鷹に取らるゝ」と狂歌によって自嘲している。(松田伝十郎：前掲書、275)。

112) 「松前」とは、西は熊石、東は亀田までの北海道南端の和人居住地を指し、「蝦夷地」はアイヌの居住地、即ち北海道の東西蝦夷地および北蝦夷地(樺太)を含む称呼である。

113) 中院富有氏によれば、この文書は勝海舟の「開國起源」以外にはみられないという。「内密」に差出した文書であり、またその弱気の故に阿部老中の一喝を受けたためであろうか。(樺太施政沿革、前編(下)45-46)。

「理を尽し弁を究、永代無動御国地の物に仕候見込にても、戦争に不及穩を主と致し候故、先つは魯西亜え属し候様の次第に可相成を、棄地に致し可申との見込重もに候はゞ、万一速に藩籬の地を失ひ、魯西亜人蚕食の心を長し候様の幣をも生し可申哉との廉懸念仕候」¹¹⁴⁾

しかし彼らとて、*「此節の勢にては、末長く持こらへ候儀無覚東候」*と極めて悲観的である。これよりみれば当時の幕府当局者の多くにとって樺太の喪失は自明のことであったように思われる。彼らを叱咤し、国境問題について正面から立向させたのは老中阿部正弘の豪放な個性であった。

さて、堀、村垣は共に3月27日江戸を出立し、青森の三廐で風待の時、日本全権の樺太派遣を求めたプチャーチンの書簡について知らせを受けた。この時彼らはプチャーチンとの立合見分を覚悟したのであろう。¹¹⁵⁾5月10～11日相次いで松前を出立した一行は、天塩においてロシア人の久春古丹撤退を知り、宗谷到着後、先発の名村五八郎が樺太からロシア人の書簡を持参した。これは既述のように、ポシェットの筒井、川路宛書簡（蘭文、漢文各1通）とブッセが松前藩吏に宛てた蘭文書簡である。

これらの書簡は、現地において随行の通詞名村五八郎と武田斐三郎によって翻訳された。ポシェットの書簡は、①ロシア人がすでに日米和親条約の締結を知り、先の日本側の約束から、この条約がロシアに適用されることを疑わないこと、②ロシアの哨所を暫時久春古丹から撤去すること、③プチャーチンは都合により約束の時期に久春古丹に来れないので、いずれ江戸近くに赴くこと、を伝えていた。¹¹⁶⁾またブッセの書簡は、久春古丹を去るにあたり滞在中の日本人とアイヌの友誼を謝するとともに、日本人がアイヌに「無道不和の事を云い出す」ことを戒め、「若し此羸弱の民に対し残虐の挙動あらは、ハカトマレに冬を涉りたる俄羅斯人（ロシア人）に対し非道の交を為すと異なることなかるべし」と警告している。¹¹⁷⁾

かくて、6月12日久春古丹に到着した堀、村垣一行は、プチャーチンとの境界立合見分の代りに、独自に日露国境として好適な場所の調査に着手することになった。彼らはムラヴィヨフ哨所の跡を視察したのち、シラヌンを経て西岸を北上し、6月末エンルモコマフに到着したが、通路の困難と食料、人夫の節約のため、村垣はここから北海道へ帰り、堀はライチンカ（西岸）、マヌイ（東岸）を検分し、共に北海道東部を周行ののち、村垣は閏7月29日、堀は8月20日箱館へ帰着した。¹¹⁸⁾

樺太奥地の状況を調査したのは、堀、村垣より先に樺太に渡った幕吏および付添の松前藩士である。即ち、普請役間宮鉄次郎と御小人目付松岡徳次郎は、東岸をタライカ地方まで調査して、カシホ以北のアイヌはこれまで日本人と何ら関係を有しないことを明らかにした。¹¹⁹⁾また支配勘定上川伝一郎とともに西岸をホロコタンまで同行した松前藩士今井九八郎は、さらにアムール対岸まで足をのぼし、ギリヤークの状況やラッチンでロシア人

114) 幕末外国関係文書第5巻第329文書。

115) 堀、村垣が、プチャーチンと樺太境界の概要を交渉することを命じた阿部老中の御用状を受取ったのは、6月8日宗谷滞在中である。（村垣淡路守公務日記、177）。

116) 幕末外国関係文書第6巻第212文書。

117) 幕末外国関係文書第6巻第213文書。

118) 村垣淡路守公務日記 208-351。

119) 幕末外国関係文書第7巻補遺第20文書。

が石炭を採掘していることを報告した。¹²⁰⁾

その結果、堀、村垣が幕府に提出した「北蝦夷地御国疆見込之場所申上候書付」は、松前藩の領分は甚だあいまいながらも、近年ではその支配が西岸はホロコタン、東岸はフヌプまで及んでいるとして次のようにのべている。「毎年年貢乙名共貂皮拾枚宛、外小遣土産取と相唱候夷人より五枚宛、平蝦夷人軒別壹枚宛相納、其外別水豹之皮四拾枚惣夷人共より割合為差出候由、尤為勗貂皮一枚に付清酒一升、水豹皮四拾枚にて同式斗宛手当いたし候由」。¹²¹⁾ ここで「年貢」といっているのは、漁場の番人たちが、松前藩の山丹交易用の毛皮をアイヌから買集めた状況を指すものと思われる。しかしここに書かれているような強制的な毛皮徴収が、漁場以外でも行なわれたかどうかは甚だ疑わしい。松前藩はアイヌが毛皮を直接ギリヤークに売却することを禁じていたが、ブッセによればノタッサンに近い西岸のナヨロでさえも、自由な交易が行なわれており、¹²²⁾ 必ずしも日本人の強制が十分に及んでいたようには見えないのである。いずれにせよ、堀、村垣は境界設定をアイヌの支配状況よりはむしろ地形によって行なうことを望み、東西の絶険であるトッソ、コタンウトルに国境をおくことを提案している。

樺太の警備については、彼らは甚だ悲観的で、冬期に三、四十人の番人しか残留しないこの地は「逆も警衛行届候筈無之」と考え、今回の見分の結果では北海道でさえ寸時も油断がならないとのべている。即ちこのまま放置して「万々一昨秋クシュンコタンへ構候如きの建物等出来仕外夷共移住候ては、唐太地の御警衛有無を不論、又御国境当不当に不拘、御万全の儀何共難申上」として、樺太の国境問題や警備よりは、外国に開かれた箱館さえ何の備えもない北海道の防備の急務を説いたのである。

蝦夷地を周遊した堀、村垣を慨嘆させたのはその無防備ばかりでなく、場所請負制の下におけるアイヌの悲惨な状態であった。彼らの廻浦先至るところで、アイヌたちは支配人や番人の目を盗んで、一行に彼らの非道を片言の日本語で歎訴した。老中宛の報告には、「品々姦計を設け、夷人を欺き候類不少、餓凍に及び老人小兒等も顧す、風波甚敷節も強て漁業相働かせ溺死等致し候ものも年々有之候由、……又は越年致し候節はメノコを奪ひ妾に致し候類を初じめ惨刻の扱ひ不少」といい、¹²³⁾ 漁場の支配人や番人の非道さを口を極めて非難している。堀、村垣は、外国人がこのようなアイヌを手懐けるときは、「支配人番人等の惨毒を免し候を幸に存し、聳動帰服可任は必然の勢に有之」として、アイヌの去就を懸念しているが、これは天明、寛政の幕吏巡検の場合と全く同じ結論であった。

ブッセもまた、アイヌの惨めな状態を繰り返し語り、彼らは自由な被雇傭者ではなく、むちの恐怖と僅かばかりの酒、煙草を餌に労働を強いられている奴隷だとのべている。しかも樺太の場合は未だ自由な頃を記憶している老人たちがいて、「樺太はアイヌの土地だ、樺太にはシャモの土地はない」と屢々ブッセに語った。¹²⁴⁾ このような状況の中で、ロシア

120) 幕末外国関係文書、第7巻補遺第21、22文書。これらの調査の結果作成された地図が、幕末外国関係文書第8巻第52文書に付されている。

121) 幕末外国関係文書第8巻第52文書。

122) Bycse, 71-72. ブッセは、アイヌたちから相当詳細に山丹交易のことを聞いていたと思われ、納得のいく情報を伝えている。

123) 幕末外国関係文書第7巻第247、補第28文書。

124) Bycse, 71. ブッセはアイヌ語で「カラフトゥ、アイヌコタン、ンザム、コタン、カラフトゥ、イ

人の久春古丹占拠中に堀，村垣の恐れたような事態が起らなかったのは，日本人とアイヌの関係にロシア人が注意深く不干渉を守ったためであろう。アイヌの立場は非常に受動的なものであるといいながら，ブッセは次のようにのべている。「勿論ロシア人が日本人と戦争を始め，彼らに勝ったときは，アイヌは仕返しの機会をとらえて逃走する日本人に襲いかかり彼らを殺すだろう。今のところ彼らはわれわれをも，また日本人をも恐れている」

堀，村垣は，ロシア人滞在中のアイヌや日本人の動向を調査し，これを「魯西亜人共渡来の節場所取守罷在候者其外の義に付申上候書付」という上申書に記している。これによれば，ロシア人に随従せず場所を守ったものとして久春古丹の惣乙名ベンカクレ¹²⁵⁾ やシラヌシ惣乙名ヲケラ¹²⁶⁾ のほか 31 名が賞与されている。ブッセも多数のアイヌが日本人に忠実であったことを語っているが，それは生活の基盤をすでに日本人に負うことの大きかった漁場周辺アイヌの習性であったろう。

しかし漁場から離れた地方のアイヌの場合はやや事情が異っていた。ナヨロの惣乙名シトクレランは，樺太占領の先発隊として西岸に上陸したオルロフ一行に三男のカンチコマンケほか三名を付けて，マーヌイからナイブチ経由で久春古丹へ案内した。彼自身も樺太調査中のルダノフスキーやサマーリンの手紙を携え，二度もロシア人滞在中の久春古丹を訪れている。¹²⁷⁾ 彼は日本人から大きな尊敬をもって迎えられ，¹²⁸⁾ このとき同席したロシア人のジャチコフによれば，シトクレランは日本人にアイヌを虐待しないよう忠告したという。しかし，シトクレランはだんだん無遠慮になって，ロシア人に物をねだる一方，日本人には不遜な態度を示すようになり，ある日忠助のもとで泥酔して彼を罵り，怒った忠助がシトクレランの頭を鉄火箸でなぐり負傷させる事件が起った。日本側資料によれば，このときシトクレランは，番人たちが春になり次第北海道へ引揚げよう勧告したのだという。¹²⁹⁾

シトクレランは，ロシア人退去後も幕吏の訊問呼出しに応じなかったが，堀，村垣の報

サム」と記している。

- 125) ベンカクレが日本人に忠実であったことは，ブッセの日記でも知られる。このため彼は召使のハイロの中傷を信じて，ベンカクレを冷淡に扱った。(Bycse, 40, 43-44, 46, 48-49)。
- 126) ヲケラ賞与の理由は，「魯西亜人共シラヌカ(シラヌシ?) 辺廻浦仕候節同人義平夷人共と申合彼等に随従者無之様取斗ひ候趣奇特に相聞候」であった。ルダノフスキーも樺太南西岸調査の際，どこでも歓待を受けたが，シラヌシでは道案内さえも得られなかったと報告している。(Bycse, 93)。
- 127) ブッセは北方アイヌの誇高き容貌と南方アイヌの卑屈さを比較して次のように書いている。「これら従属すること少き北方部落のアイヌたちの美しく健康な容貌，濃い頭髪，真直に見開かれたまなざしは，われわれの周辺の同種族のそれとははっきり異っていた。後者はるいれぎや性病の痕跡でみにくく病んだ容貌をもち，専制的な日本人との密接な関係から狡猾で卑屈な奴隷根性を植付けられ，それはわれわれの視線をたえず避けようとする眼付にあらわれている」(Bycse, 86)。
- 128) ナヨロ酋長シトクレランは樺太でもっとも有名な酋長であった。ブッセは彼が「酋長中の酋長と考えられている」といい (Bycse, 72)，堀，村垣の報告中にも，「右の者老令六十余に相成候得共，至て丈夫にて力量有之生来奸智深く弁舌等も達者故蝦夷人共一体に感服為致罷在候由」とのべられている。彼の曾祖父は満州の副都統からハラタ(族長)の官名を受け，「揚忠貞」の名を授けられた名高いヨーチテアイノである。(洞，樺太史研究，146-148 参照)。
- 129) 寅年クシユノコタン魯人造築一条第 1 文書。

この事件はブッセが両人を呼んで審判を下し，彼は忠助に対しアイヌの虐待はロシア人に対するそれと同じとして警告し，またシトクレランにも非ありとしながら彼の満足する償いを命じた。結局シトクレランは忠助から，衣服 1 枚，米 4 俵，酒 2 樽，多量の煙草をせしめ，ジャチコフの話では，頭の傷で得をしたと語ったという。(Bycse, 88-89)。

日本側の資料では，同じくジャチコフ(キチと記す)の話として，ブッセは日本人の立退を要求したシトクレランを心得違いとして叱ったと伝えている。

告では、「当節に罷候ては後悔仕居候趣相聞、夷人の内にては相応用立候者に付、追々御仁恵を以御懐け被遊候はゞ、東西奥地の者共帰服為致候御一助にも却て罷成可申義と奉存候」といい、シトクレランに寛大な処置を示し、彼を懐柔することにより、奥地のアイヌの帰服を考えている。

ブッセの召使ハイロの立場は非常に困難であった。彼はアイヌ間のスパイの役割を果たして毎月銀賃1ルーブルの給与を受け、ロシア服を着て得意然としていたため、日本人からばかりでなくアイヌ仲間からも憎まれていた。¹³⁰⁾ このため、ブッセは久春古丹を離れるに当り、三輪、氏家にハイロをカムチャッカへ同行する了解を求めた。これに対し、三輪らは、「左様連参り度と申儀は、其方共退帆后彼を厳敷叱り可申哉の心配故にも可有之哉、此儀は必ず心配致間敷」と保証して、これを拒絶した。¹³¹⁾ その後ハイロは訓誡を受けただけで処罰もなく、「難有存昼夜相勤罷在候由」と報告されている。¹³²⁾

以上のほか、堀、村垣はロシア人に協力し、あるいはこれと交際したアイヌ15人の名を挙げているが、¹³³⁾ 彼らはブッセの残した文書にこだわるわけではないとしながら、「早意思味の性質にて善悪の差別も無之殊に是迄法令等相示し候義も相聞不申」といい、処罰の対象にしないよう求めている。結果としては、アイヌの習慣に従い、蝦夷刀などの「宝物」を「償い」として一時取上げたのである。

結 語

以上みてきたように、ロシア人の久春古丹占拠はアムール河口の水路発見以来ネヴェリスコイによって着手された、タタール海峡沿岸全域占有の一環として行なわれたものであった。ネヴェリスコイにとっては船舶の越冬に好適な港湾を有しない樺太の占拠は副次的なものであったが、それでも樺太南端を日本に残しておこうとするムラヴィヨフの逡巡を排して、断国日本の拠点を占領する手段に出たのである。彼の実行は常にロシア政府内部の積極派より更に二歩も三歩も先へ進んでいた。ニコラエフスク哨所の設置、デカストリ湾とキジ湖の占拠、インペラートル湾への着手、ウスリー河の航行など、いずれも彼の積極的な後援者であった、東部シベリヤ総督の当時の思惑さえ遙かに越えた行動であった。

彼の行動の指針は、ブッセにのべたという次の言葉にみることができる。

「かかる事情の下で、ロシアにとって永遠に重要なこの地方の喪失を招いた場合の祖国に対する全責任は私だけが負わねばならない。何となれば、かくも僻遠の地におかれた指揮官は訓令や命令によってではなく、現地における情況に従い、祖国の利益と繁栄を導く主目的の達成のみを考慮して、行動せねばならぬからである」¹³⁴⁾

しかし、ネヴェリスコイから樺太占領軍の指揮を委ねられたブッセは、ネヴェリスコイ

130) ハイロについては第2章注45をも参照。

131) 寅年クシユンコタン造築一条、第1文書ほか。

132) 上掲書、第2文書ほか。

133) 哨所構築の際木材運びに協力したアイヌの名前は、詳細に分らぬとして不問に付している。またロシア人のいう番人逃亡中の倉庫乱入については、「米三千俵、酒六十樽其外古着反物等の類品々圍置候得共聊紛失の品も無之」といい、全く問題にしていな。

134) Невельской, 229.

やその部下の海軍士官たちの熱烈な愛国主義には関係がなく、政府の命令を忠実に遵守することを努めた近衛連隊の士官であった。¹³⁵⁾ 樺太における日本人とロシア人の関係も、彼のこのような性格と態度に負うところが多く、彼は日本人に友好的に接し、彼らの利益を損ずることを禁止した命令を忠実に遂行した。このことが、単に越年番人にすぎない日本人たちを政府の代表者の如く丁重に扱い、番人たちをして再びアイヌに対する支配を確立させた原因ともなった。¹³⁶⁾ しかしまた一方では、ロシア兵の規律が厳正であったことは、8ヶ月にわたるロシア人の滞在期間に一件の不祥事も発生しなかったことから分るのである。¹³⁷⁾ ロシア兵の態度が立派であったことは、「途中に於て和人と行違候節は士卒に至迄帽子をとり慇懃に会釈致聊不法無礼の義無之」という日本側の証言でも知ることができる。¹³⁸⁾

ロシア人の撤退後、樺太を調査した堀、村垣の報告にもとづき、幕府は安政2年(1855)以後北海道と樺太を再び直轄し、彼らはともに箱館奉行としてこれらの地方の行政にあたることになった。まず、樺太の防衛は安政2年4月秋田の佐竹藩が、¹³⁹⁾ 次いで万延元年以後は東北4藩が2藩づつ交代で警備に当ることになったが、幕府の要請も空しく各藩は夏期のみ樺太南端に駐屯したにすぎなかった。もとより幕府は樺太を武力によって防衛する積りはなく、ただ従来のまま放置したのではロシアに「棄地」とみなされることを恐れたのであり、その対策の重点はこれまで手の届かなかった奥地の漁場を開発して会所を設け、原住のアイヌの撫育を厚くして、これを日本側にひきとめておくことにおかれた。¹⁴⁰⁾ これらのことは、ロシアがクリミア戦争のため樺太から暫く手を引いている中にある程度の進歩をみた。即ち、従来の漁場はアニワ湾および西海岸のノタサンまでで、これは伊達、栖原の共同請負であったが、幕府はそれより奥地を直営場所とし、安政4年越後の松川弁之助に差配させ、松川は始めて東岸の場所を開くとともに、東西13ヶ所の場所開設に着手した。また越前大野藩の家臣早川弥五衛門の申出により、ライチシカからポロコタンまでの奥地西岸に屯田的開発がおこなわれることになった。

漁場における支配人や番人らのアイヌに対する非道な行為は、彼らをロシア側へ追いやり、わが国の立場を著しく不利にするという懸念から、アイヌに対する配慮はすこぶる厚いものになった。¹⁴¹⁾ アイヌの雇傭は幕吏の監督のもとに行なわれ、給与、撫育品の支給も

135) ネヴェリスコイの著書の1947年版の編集者は、その注の中でブッセのことを、「貴族幼年学校出身で近衛の飾り士官であったブッセは、市民的勇気(гражданское мужество)をもたず、自分の受けた命令にはそれが有害な場合でも少しも逸脱しようとしなかった」と評している。(Невельской, 382)。

136) ルダノフスキーは、日本人やアイヌに対してブッセの影響力が小さかったことをのべているが、それはこのような彼の態度に起因しているのであろう。(Рудановский, 919)。

137) 唯一の出来事は一人のロシア兵が酔ってアイヌの家に入り、寝ていた女たちが驚いて逃亡した事件である。このときは忠助の届により、この兵卒はその場で嚴重な折檻を受けたという。(寅年クシュンコタン魯人造築一条, 第1文書)

138) 上掲書。部下に厳格なブッセでさえ、「兵士たちの行状には満足だ」とのべている(Буссе, 66)。

139) 佐竹藩は広大な地域の守備に自信がなく、極寒の地で人命を傷い、莫大な入費により領民を苦しめることを理由に、出兵を辞退したが認められなかった(幕末外国関係文書, 第13巻第92文書)。

140) 幕末外国関係文書, 第14巻第102文書, 参照。

141) 筒井、川路は、樺太の領有とアイヌの関係について次のように上申している。「(樺太は)もとより人に付候土地の事故、彼等手段いたし候ても、蝦夷人共彼に服従不仕候得は、地所の儀は動き中間

幕吏の手を経ることになった。また定期的に、あるいは役人の廻浦の際に、米、酒、煙草、衣服等を給与し、病人、老幼者、出産、死亡に対する手当も行なわれた。日本語の学習や改名、帰俗も奨励したが、これらは時に行き過ぎがあったように思われる。¹⁴²⁾ このようなアイヌに対する撫育と威服の政策は、やがて日露雑居時代の到来の際に、アイヌを日本側にひきとめるのにかなりの効果があったのである。

安政4年6月14日、かつてムラヴィヨフ哨所の副隊長であったルダノフスキーが再びクシュンナイ哨所設置と境界見分のため、16人を率いてナヨロに上陸した。彼が先年この地方を調査したときは、積極的なアイヌの協力をうけることができたので、このたびもそれをあてにして硝子鏡、金物細工などを多数持参したのであるが、今回は幕吏の制止のため遂にこれを渡すことができず、8月上旬には予定を変えて帰国した。¹⁴³⁾

一方、幕吏の方では制止の効果があって、ロシア人たちがアイヌの家に来て、品物の贈答は勿論、親しく話すものもなかったと喜び、「此度魯夷渡来以後、土人振舞を見るに、先年クシュンコタンの魯夷在留致候節の振舞とは雲泥の相違にて、聊も魯夷に不近寄、シトクレラン初御用向を大切に相勤め、厚く御趣意を相守り居り候儀は、畢竟御料に相成、昨年来格別の御仁志を難有感戴致候故の儀に御坐候」とのべている。¹⁴⁴⁾

かくて、先年のロシア人滞在中に我儘の行為があったとして蝦夷刀を「償い」に取られていた惣乙名シトクレラン始めナヨロのアイヌたちは、「此度魯夷共渡来に付ては、土人共取締も行届、御用向誠勤」として、その返却を受けたのである。¹⁴⁵⁾

I 文書・記録・回想録

大日本古文書・幕末外国関係文書（東京大学史料編纂所）第1～16巻 明治43～大正12

樺太概覧（外務省）第2編 第1～8 写本（北海道庁）

通航一覽続輯（箭内健次編）第3巻 昭45

開国起源（海舟全集 第1～2巻）昭2～3

村垣淡路守公務日記（幕末外国関係文書付録 第2巻）大正6

露西亜応接掛川路左衛門尉聖謨日記（幕末外国関係文書付録 第1巻）大正2

北蝦夷地クシュンコタン露舶来航記 写本（函館図書館）（道立図書館にMFあり）

北蝦夷地魯西亜人上陸調記 写本（函館図書館）（道立図書館にMFあり）

蝦夷模様 写本（函館図書館）（道立図書館にMFあり）

寅年クシュンコタン魯人築造一条 写本（道立図書館）

蝦夷日記 写本（北大図書館）

唐太嶋日記 写本（北大図書館）

敷候間、蝦夷人共御撫育方、如何にも一際御手厚に被成遣、御恩沢御威風になつき奉り、彼より如何様に誘ひ候ても、人心動き不申候様に、御所置御坐候儀、此急務と奉存候」（幕末外国関係文、書第15巻第92文書）。

142) 幕末外国関係文書、第15巻第339文書；第16巻第44、138文書参照。

143) ルダノフスキー自身は、このときのことを「われわれは当地に集まっていた600人の日本人やアイヌに比すれば甚だ無力であったが、それでも支配者であり、望み通りに何でもなしえた」と書いているが、これは事実と即さない。（*Рудановский*, 920）

144) 幕末外国関係文書、第16巻第224文書。

145) 実際には「宝物」の返還は、ルダノフスキー来航数日後に幕吏から上司に申請されていたものである（幕末外国関係文書、第16巻第136、143文書）。

- Буссе, Н. В.: Остров Сахалин и экспедиция 1853–54 гг.; дневник 25 августа 1853 г. –19 мая 1854 г. Санктпетербург, 1872.
- Невельской, Г. И.: Подвиги русских морских офицеров на Крайнем Востоке России, 1849–1855. Москва, 1947.
- Рудановский, Н. В. и Невельской, Г. И.: По поводу воспоминаний Н. В. Буссе об острове Сахалине и экспедиции 1853 года. (Вестник Европы, 1872, кн. 8)

II 参 考 文 献

- チェホフ, アントン (神西清訳): サハリン島 (全集 13 卷) 昭 44
- 外務省: 日露交渉史 昭 44
- ゴンチャロフ, I. A. (高野明, 島田陽訳): 日本渡航記 (新異国叢書) 昭 44
- 北海道庁: 新撰北海道史 第 2 卷 昭 12
- 洞富雄, 高野明: 久春古丹のムラヴィヨフ哨所 (日本歴史 昭 31, 2 号)
- 洞富雄・樺太史研究 — 樺太と山丹 昭 31
- 樺太庁 (中院富有): 樺太施政沿革 前編 (下) 明治 42
- 宮崎正義: 近代露支関係の研究 大正 11
- 宮崎雷人: 樺太史物語 昭 19
- 西鶴定嘉: 樺太史の葉 昭 16
- 太田三郎: 日露樺太外交戦 昭 16
- 大隈重信: 開国大勢史 大正 2
- 田保橋潔: 近代日本外国関係史 昭 5
- Барсуков, И.: Граф Николай Николаевич Муравьев-Амурский по его письмам, официальным документам, рассказам современников и печатным источникам. кн. I–II. Москва, 1891.
- Мицуль, М. С.: Очерк Острова Сахалина в сельскохозяйственном отношении. С.-Петербург, 1873.
- Новаковский, С. И.: Япония и Россия. Токио, 1918.
- Файнберг, Э. Я.: Русско-японские отношения в 1697–1875 гг. Москва, 1960.
- LENSEN, G. A.: The Russian push toward Japan; Russo-Japanese relations, 1697–1875. Princeton, N. J., 1959.
- LENSEN, G. A.: Russia's Japan expedition of 1852 to 1855. Gainesville, 1955.
- STEPHAN, J. J.: Sakhalin; a history. Oxford, 1971.
- STEPHAN, J. J.: The Crimean war in the Far East. (Modern Asian Studies, vol. 3, no. 3, 1969).
- ТИХМЕНЕВ, Р.: Historical review of the organization of the Russian-American Company. Tokyo, 1920.
- ВЕНИУКОВ, Mikhail: On the Island of Saghalin. Tr. by Captain Spalding. (J. Roy. Geogr. Soc. Vol. 42, 1872).

The Occupation of Southern Saghalin by the Russians in 1853-54

Toshiyuki AKIZUKI

In September 1853, a Russian vessel appeared on the coast of the village of Kushunkotan, the main settlement of the Japanese in Southern Saghalin. The Russian marine corps headed by Captain G. Nevelskoi landed there and constructed a fort (Muravievskii post) with about seventy men and eight cannons. At that time officials of Matsumae clan (the lord of Hokkaido) and almost all Japanese fishermen had returned to Hokkaido leaving some forty watchmen whose charges were to keep the warehouses safe and to prepare for the next fishing season. Besides these Japanese watchmen there lived about three hundred aboriginal Ainu in the village, some of whom had their residence there and others who had come from various places to be employed by the Japanese.

Captain Nevelskoi was a famous patriotic Russian naval officer who first found the possibility of navigation of vessels in the Amur Estuary in 1849, and under his leadership the Russians were commencing annexation of all the maritime districts of the Asian Continent as far as the Korean border. His actions were always far in advance of the intentions of the Russian government which hesitated to irritate China by infringing upon the Nerchinsk Treaty.

The Russian government, by Nevelskoi's eager request through Muraviev the Governor General of Eastern Siberia, decided to occupy Saghalin for fear lest it should be preempted by the American squadron under Commodore Perry which was about to open secluded Japan by force. The occupation of Kushunkotan, however, was contrary to the instructions of Muraviev who did not want to arouse Japanese anxieties and disturb their fishing industry. Major N. V. Busse, who unexpectedly took command of the Saghalin occupation corps after Nevelskoi's departure by his request, vainly opposed occupying the main Japanese settlement by referring to the Governor's instructions.

Busse was an obedient adherer to Muraviev's orders according to which the Russians should show a friendly disposition toward the Japanese. Owing to his considerations a friendly relationship developed between Russians and Japanese, though a majority of the latter had fled to Hokkaido a few days after the Russian landing. Some of the Ainu who had wished to be liberated from the Japanese yoke were disappointed and the Japanese tried to reestablish their control over the Ainu. They prohibited the Ainu from having relations with the Russians and working for them. Occasionally rumours reached the Russians that in the spring a large Japanese army would come to the island and expel the Russians and punish severely the Ainu who stood by them. Supposing that these rumours had their basis in stories told by Japanese, Busse warned the Japanese to leave Kushunkotan if they did not want to live in peace with the Russians. He never thought of intervening in the relations between the Japanese and the Ainu, but he could not overlook Japanese mistreatment of

the Ainu. Annoyed by the complicated circumstances in which the Russians were required to live on friendly terms both with the Japanese and the Ainu, Busse wrote in his diary that the Russian fort should have been located in Nayoro, a short distance from the northernmost settlement of the Japanese.

Just before the Russian occupation of Kushunkotan, Admiral Putiatin, the Russian plenipotentiary envoy to Japan, arrived in the port of Nagasaki with four vessels. He had been ordered by his government to negotiate with Japan in a friendly manner about the establishment of relations between the two countries. During his three-month stay waiting for the Japanese envoys, he despatched a vessel to the Amur Estuary and for the first time he obtained the news of the government's order of the occupation of Saghalin and the Kushunkotan incident. He probably misunderstood the government's order and inferred from it a change in Russian policy toward Japan. Then Putiatin sent a letter to the Japanese government in which he claimed the whole of Saghalin Island for Russia, assuring that Japanese fishermen could work there freely under Russian protection. This claim was contrary to the Russian state paper which noted that Russia had no intention to expand its territory, and at the commencement of negotiations with the Japanese envoys Putiatin withdrew his claim and promised the evacuation of the Russians from Kushunkotan on condition of quickly settling the border on Saghalin.

His withdrawal of the claim for the whole of Saghalin was not a diplomatic tactic but a result of the news of the opening of the Russo-Turkish war and the impending participation of England and France on the Turkish side. Putiatin thought that the evacuation of Muraviev post would be inevitable before the attack of the English and French fleets. He urged the Japanese to make a joint investigation on the spot and settle the border immediately. He left Nagasaki for the Amur Estuary leaving notice that he would wait for the Japanese envoy in the Aniwa Bay of Saghalin in June.

When the lord of Matsumae received the news of the Russian landing on Saghalin, he immediately despatched his envoy Miwa together with two detachments to Saghalin. But they stopped before the Strait of La Perouse, possibly pretending fear of the icy waters, and passed the winter there. The Japanese government also feared a clash between the Japanese and the Russians, and ordered the lord of Matsumae not to collide with the Russians, referring to Putiatin's assurance that they had no aggressive intentions.

In the spring the Russians made strict precautions, when they were informed of the landing of the Japanese troops on the southernmost coast of Saghalin. On meeting an advance party of the Japanese troops led by Miwa, however, Busse realized that their intentions were not hostile. Miwa and Busse exchanged visits and they had the best possible relationship under the circumstances, though the increasing number of Japanese gave Busse incessant worry and led him to demand that the Japanese limit the scale of their troops.

A Russian vessel, for which Busse eagerly waited, at last visited Kushunkotan.

It forwarded letters of Muraviev and Nevelskoi with news of the opening of the Russo-Turkish war. Nevelskoi wrote in his memoirs that at this time he instructed Busse not to leave Saghalin under any circumstances. But it is strange that Busse himself did not refer to this.

After the departure of that vessel, another four gathered off the shore and Lieutenant Commander Poshet brought a letter of Putiatin, which suggested the evacuation of Muravievskii post unless it was against the special instructions of Busse's senior. Busse wanted the suggestion to be discussed at a meeting of officers including captains of the vessels. The withdrawal was concluded and removal of the fort was done in a great hurry, notwithstanding the eager request of the Japanese to postpone their departure until the arrival of their government's envoys in the near future. Poshet gave the Japanese notice that Putiatin could not meet the Japanese envoys on Saghalin, and Busse requested them not to punish the Ainu who had worked for the Russians.

The Japanese envoys Hori and Muragaki, who reached Saghalin soon after the Russian evacuation, made investigations of the border and the state of affairs under the Russian occupation. It became clear that some of the Ainu had been pleased to offer the Russians their services, but Hori and Muragaki recommended no punishment of them in their reports. Owing to their reports Saghalin and Hokkaido were put under the government's direct control and the efforts for development of these districts commenced. Among other things, however, emphasis was laid on a conciliatory policy toward the Ainu, for it was regarded as the most effective measure for defending the districts against Russia.

This paper was written from careful comparisons of the Japanese and the Russian historical sources.